

改訂版

# 学校防災マニュアル 作成ガイド



令和4年3月

宮城県教育委員会



## (目 次)

◆ : 改訂部分 ■ : 新規追加

### Ⅰ章 計画と体制

I-1	学校防災全体計画	1
I-2	年間計画◆	2
I-3	災害特性と防災対策の把握■	3
I-4	教職員の動員体制◆	5
I-5	校園内災害本部組織と業務内容	7
I-6	情報連絡体制図	9

### Ⅱ章 災害発生時の対応

II-1	大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導	
	(1) 在校園時の発生	10
	(2) 登下校園時の発生	12
	(3) 校園外活動時の発生（学年行事中の発生）	13
	(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後子ども教室等）	14
	(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）	16
II-2	地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）	
	(1) 在校園時の発生	17
	(2) 登下校園時の発生	19
	(3) 校園外活動時の発生（学年行事中の発生）	20
	(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後子ども教室等）	21
	(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）	23
II-3	風水害が想定される場合の対応（暴風、大雨、洪水、大雪警報、特別警報などが発表）	
	(1) 大雨等気象警報発表時の対応（災害発生前）◆	24
	(2) 災害発生時の対応（在校園時の発生）◆	25
	(3) 大雨・洪水時の警戒レベル（1～5）への対応（例）■	26
	(4) 「特別警報発表時の対応について」◆	27
II-4	突風・竜巻・雷等が想定される場合の対応	
	(1) 雷・竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応	28

II-5	火山災害が想定される場合の対応	
	(1) 平常時の対応	29
	(2) 火山活動活発時（噴火前）の対応◆	29
	(3) 噴火発生時の対応（在校園時の発生）	30
	(4) 噴火警報，噴火予報について◆	30
	(5) 噴火等による現象	31
II-6	学校園における原子力災害時の対応	
	(1) 防災体制の整備	33
	(2) 事故発生時における指示系統及び情報伝達◆	33
	(3) 校園内原子力災害対策本部組織と役割◆	33
	(4) 場面に応じた対応（教職員）◆	34
	(5) 事故発生時の対応◆	35

III-1	保護者への引き渡し（地震・津波・大雨・原子力災害等を想定）	
	(1) 校園内で引き渡しをする場合の対応◆	36
	(2) 校園外で引き渡しをする場合の対応	38
III-2	待機（宿泊）※帰宅困難者対応含む	
	(1) 校園内（避難場所）で待機させる場合の対応	39
	(2) 校園外で待機させる場合の対応（校外活動中）	40
III-3	集団下校・降園	
	(1) 集団下校・降園の対応◆	41
III-4	避難所の設置・運営にかかる協力（学校園が避難所となる際の対応）	
	(1) 運営協力体制等について◆	42
	(2) 学校園の避難所設置・運営にかかる協力（発災初期段階の例）	43
III-5	学校園再開に向けた対応	
	(1) 教育再開への取組	44

## IV 資料

(1) 避難訓練実施計画例（地震，津波，洪水，土砂災害）	
・地震想定【幼稚園】	45
・地震・津波想定【小学校】	46
・総合防災訓練【中学校】	47
・地震想定【高等学校】	48
・地震想定・引き渡し訓練【特別支援学校】	49
・洪水想定【小学校】 ■	50
・土砂災害想定【中学校】 ■	51
(2) 気象庁が発表する気象情報等	
① 地震・津波に関する情報の種類 ◆	52
② 気象等に関する情報の種類 ■	54
(3) 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害伝言板(web171)の利用方法 ◆	55
(4) 緊急連絡カードの例 ◆	56
(5) 避難確認カードの例 ◆	57

## 「学校防災マニュアル作成ガイド(改訂版)」について

本マニュアル作成ガイドは、東日本大震災の教訓を生かし、各学校園において、災害発生時に児童生徒等の命を守るために必要な、日常の危機管理（年間計画、動員体制、避難訓練実施計画例等）、発生時の危機管理（初期対応、二次対応、安否確認等、引き渡し、学校待機等）、発生後の危機管理（避難所協力、学校再開に向けた対応等）をあらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめたものです。

今回の改訂では、災害対策基本法の法改正等を踏まえて、昨今の頻発する大雨等の災害に備えたマニュアルの充実を図るために作成しました。

各学校では、既に地理的状况、地域の実情を踏まえたマニュアルが作成されておりますが、令和4年3月に宮城県教育委員会が発行した「学校防災マニュアル見直しの手引」と併せて、本マニュアル作成ガイドを参考にして、実践的なマニュアルの作成をお願いします。

### (PLAN)マニュアルを作成する

- ・教職員の役割等を明確にし、学校園防災体制を確立するために
- ・地域全体で災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図るために

### (DO)マニュアルについて協議する

- ・教職員で内容を共通理解するために
- ・家庭や地域、自治体等と連携するために

### (CHECK)マニュアルを使ってみる

- ・成果や課題を明確にするために
- ・改良・改善を図るために

### (ACTION)マニュアルを見直す

- ・学校園環境（教職員・地域）の変化に対応するために
- ・社会情勢の変化に対応するために

このP-D-C-Aサイクルに全教職員が関わることで、実践的なマニュアルに !!

I-1 学校防災全体計画

(中学校の例)

〇〇〇〇中学校



## I-2 年間計画

【学校防災年間計画（中学校例）から】 ◎防災学習（○副読本の内容） □防災指導

月	防災管理	組織活動	防 災 教 育（防災学習・防災指導）				
	関 連 行 事	教 科	道 徳	総合的な学習の時間	学級活動	学校行事	その他
4	・安全のきまりの確認（設定） ・安全点検年間計画確認 ・避難場所、避難経路確認 ・危機管理体制の研修 ・避難所開設等に係る関係機関等との打合せ		○「震災を経験して学んだこと」 （1年）		○宮城を支える君たちへのメッセージ（3年）	□危険箇所の確認・緊急連絡カード及び避難確認カード記入（個人マニュアル）	
5	・安全点検 ・安全教育指導者研修 ・避難訓練（洪水）				◎災害時の安全な避難と備え（全校）	□洪水発生時の対応・避難（全校）	
6	・安全点検 ・避難訓練（地震・津波） *地域住民等参観 ・地域学校安全委員会 *マニュアル点検		○大震災を経験して （2年）	○私たちにできる心のケア（3年）	○津波災害への備え（2年） ○震災をわすれないために（2年）	◎地震の危険と避難（全校） ○地震災害への備え（1年）	
7	・安全点検（通学路を含む） ・避難所運営に関する研修会（関係機関との連携）				◎防災マップづくり（2年）	□夏休みの過ごし方（全校）	
8	・安全点検 ・救急体制の見直し ・防災についての研修会						
9	・安全点検 ・防災に関する研修 ・地域合同防災訓練（地震・津波）		○「私の挑戦」（1年）	◎地域防災の参加とボランティア（3年） ○地域の一員としてできること（3年）	○大雨・突風などによる災害への備え（2年）		・地域合同防災訓練への参加
10	・安全点検 ・地域学校安全委員会					○災害時の情報の収集と活用（3年）	・地域学校安全委員会での防災教育の取組発表
11	・安全点検 ・避難訓練（火災） ・防火設備、用具の点検	[保健体育] ○心の健康を保つために（1年） [社会] ○東日本大震災からの復旧・復興（3年）	○「ふるさとのいちご畑復活を夢見て」（2年）	◎社会に生きる一員として（2年） ○避難者の一員として（2年）		□火災発生時の対応・避難（全校）	
12	・安全点検 ・避難所として開放する場所の点検	[理科] ○大雨・突風による災害を学ぶ（2年）			◎避難時の約束について（全校） □冬休みの過ごし方（全校）		
1	・安全点検（通学路を含む）	[理科] ○火山災害を学ぶ（1年）			◎災害への備えと協力（1年）		
2	・安全点検（備品を含む） ・防災教室 ・地域学校安全委員会	[理科] ○地震災害を学ぶ（1年） [理科] ○津波災害を学ぶ（1年）	○「前へ進もう」（3年）				
3	・安全点検 ・安全点検の評価と反省		○「階上中学校卒業生代表の言葉」（2年）		○東日本大震災を忘れない（1年） □春休みの過ごし方（全校）	□震災を教訓とした災害への備え（全校）	



## I-3 災害特性と防災対策の把握

学校周辺の災害特性と、学校の防災対策が把握できるよう、マニュアルに備える。  
 なお、学校周辺に想定される災害特性に係る自治体のハザードマップも備えておくといよい。

## ■ 学校周辺の災害特性の把握（例）

参考様式



過去の被害状況					
災害名	学校の被害状況や所在する地域の被害状況				
宮城県北部地震	震度5弱の揺れで、学校周辺の家屋の多くは、ブロック塀の倒壊など被害が多かった。				
東日本大震災	道路に亀裂が入る被害。地域には50mの津波が押し寄せた。幸い学校敷地内の津波被害はなかった。				
令和元年東日本台風	道路が冠水し、通行止め箇所が多くあった。近くの〇〇川は氾濫危険水位まで達していた。				
基本情報					
学校の標高	2 m				
校舎階数（高さ）	2階	屋上有無	無	避難可能な階までの高さ	3 m
避難所指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	洪水
避難場所指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	洪水
自治体発表の各種ハザードマップ想定（学校及び学校周辺のリスクで該当するものは何か）					
大雨による洪水被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）					
対象となる河川	① 北上川	②	旧北上川		
河川から学校までの距離	① 1 km	②	2 km		
学校の浸水深	5 m	※最大想定			
その他の情報 （周辺の河川の状況等）	学校及びその周辺が低地である。 その他の河川も雨量が多い（令和元年東日本台風時）と、すぐ溢れそうになる。				
土砂災害による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）					
被害想定場所	校舎	その他（ 体育館 ）			
警戒区域の別	土砂災害警戒区域				
想定した土砂災害の別	急傾斜地				
その他の情報 （周辺の状況等）	大雨警報が発表されると、度々、土砂災害警戒情報が発表される場所である。				
津波による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）					
海（河川）から学校までの距離	3 km				
学校の浸水深	0.5～1 m ※最大想定				
その他の情報 （周辺の状況等）	海側には、住宅やマンションなどが建ち並び、海を見ることができない。				
噴火による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）					
対象の活火山	蔵王山				
火口からの学校までの距離	15 km				
融雪型火山泥流想定の有無	有	泥流到達予想時間	約 60 分後		
降灰想定の有無	有	降灰の量	10 cm		
その他の情報 （周辺の状況等）	融雪型火山泥流が想定されている川が学校から50mと近い。 融雪型火山泥流が、20cm想定されている。				
原子力災害による防護措置（地域防災計画作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）					
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）				
その他の情報 （周辺の状況等）	学校周辺は、津波の浸水が想定される地域でもあり、複合的に発生した際には、児童を保護者に引き渡すよりも津波からの安全確保を最優先した避難行動を取らなければならない。				
その他の災害リスク					
内水氾濫	学校周辺は、大雨による内水氾濫が発生した場合、50cmの浸水が想定されている。				

■学校の防災対策の把握（例）

参考様式



学校外の避難場所									
避難場所	場所1	○△公園(広域避難場所)	所要時間	徒歩 10分	想定災害	地震			
	場所2	○△中学校屋上	所要時間	徒歩 15分	想定災害	地震, 津波			
	場所3	○△公園(津波避難場所)	所要時間	徒歩 20分	想定災害	地震, 津波			
<b>津波・洪水において、学校外の避難場所への時間的猶予がない場合や、近隣に被害を免れる高所の避難場所がない場合</b>									
校内の避難場所	校舎4階		高さ	15m	避難可能人数	400人			
防災設備, 避難経路図									
防災設備設置場所		別紙 校舎平面図参照							
校舎避難経路図		別紙 校舎平面図(避難経路)参照							
学校外避難場所への避難経路図		別紙 校外避難経路図に参照							
備蓄食料									
児童生徒用	2日6食分(100人分)	保管場所	3階多目的ホール		※備蓄食料リストは別紙で確認				
教職員用	2日6食分(15人分)	保管場所	3階多目的ホール						
備蓄物品									
主な衣料・寝具	毛布(150), アルミ保温シート		保管場所	3階多目的ホール		※備蓄物品リストは別紙で確認			
主な日用雑貨	懐中電灯, 生理用品		保管場所	3階多目的ホール					
主な応急対応資機材	発電機(2), 投光器		保管場所	3階多目的ホール					
主な生活用資機材	テント, 簡易トイレ		保管場所	3階多目的ホール					
学校が所在する自治体及び地域の担当の連携先									
市町村災害対策本部連絡先	担当部署名	◇◇市防災危機管理課							
	電話	000-000-0000	FAX	000-000-0000	e-mail	///@.....miyagi.lg.jp			
避難所派遣職員	担当部署名	◇◇市□□総合支所保健福祉課							
	所属先	△△班	名前	○△ □◇	連絡先	000-000-0000			
	所属先	△△班	名前	△□ ◇○	連絡先	000-000-0001			
地域(自主防災組織)代表者, 役員等担当者	役職	○●自主防災組織会長	名前	□◇ ○△	連絡先	000-000-0002			
	役職	●○行政区長	名前	◇○ △□	連絡先	000-000-0003			
自治体の緊急避難場所・避難所としての指定状況 ※避難所としての指定について、指定の有無に関わらず整理しておく									
緊急避難場所としての指定	指定の別	地震	○	津波	2階以上	高潮	2階以上	洪水	2階以上
		内水氾濫	○	土砂災害	×	( )		( )	
	避難場所	校庭	校舎	体育館			収容想定人数		800人
避難所としての指定	○	避難所運営マニュアルの策定			○	想定避難人数		500人	(250人)
避難開放スペース及び、収容可能人数 ※( )内は、感染症流行時の対応人数	体育館	300人	(150人)	2階各教室	100人	(50人)	3階ホール	100人	(50人)
		人	(人)		人	(人)		人	(人)
		人	(人)		人	(人)		人	(人)
避難所としての提供場所	避難所本部	体育館ステージ		応急手当所	保健室		援助物資保管箇所		2階空き教室
		障害者用トイレ箇所		校舎1階トイレ	仮設トイレ設置箇所		中庭設置		
		ゴミ集積場所		校庭バックネット付近	その他( )				
学校側使用スペース及び、用途	校長室・職員室・印刷室(学校再開準備のため)								
	3階, 4階教室(生徒の登校で使用のため)								
	技術室, 音楽室, 理科室, 家庭科室(精密機械, 刃物, 薬品等保管のため)								
鍵の預け先	所属・役職	○●自主防災組織会長	名前	□◇ ○△	連絡先	000-000-0002	開錠場所	体育館	
	所属・役職	●○行政区長	名前	◇○ △□	連絡先	000-000-0003	開錠場所	正面玄関	
	所属・役職		名前		連絡先		開錠場所		
原子力災害としての避難所指定	○	避難元自治体名	◇□市						

## I-4 教職員の動員体制

※例（宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準第9～第12から）  
市町村立学校においては、各市町村教育委員会が定める災害対策基本要領等を参照

## (1) 警戒配備（0号配備）

配備発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内に大雨、洪水等の警報が発表されたとき</li> <li>○県内で震度4の地震が観測されたとき（所属が所在する市区町村で震度4の地震が観測されたとき）</li> <li>○県内に大雨、洪水等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想される時又は被害が発生したとき</li> <li>○栗駒山、鳴子、蔵王山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺規制若しくは入山規制）が発表されたとき</li> <li>○その他特に教育長が必要と認めたとき</li> </ul>				
本部設置	●本部設置なし（情報収集、連絡活動）				
本部長（学校長等）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配備につく。</li> <li>・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配備につき、情報の収集にあたる。</li> <li>・本部長（学校長）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を確認する。</li> <li>・通常の活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて対応する。</li> </ul>

## (2) 特別警戒配備（1号配備）

配備発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮城県に津波注意報が発表されたとき（あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属に限る）</li> <li>○県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき</li> <li>○県内で台風による災害が予想される時</li> <li>○県内に大雨、洪水等の警報が発表され、かつ広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき</li> <li>○その他特に教育長が必要と認めたとき</li> </ul>				
本部設置	●警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
本部長（学校長等）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに配備につく。</li> <li>・<b>地震</b>：生徒の安全確認、施設破損状況を確認させる。</li> <li>・<b>津波</b>：各種情報を確認し、待機、避難を迅速に判断する。</li> <li>・<b>風水害等</b>：気象、避難情報等を確認し、待機や引き渡しによる下校を含めた安全対策を検討する。</li> <li>・教育委員会への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに学校での配備につく。</li> <li>・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等）</li> <li>・教育委員会への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに配備につく。</li> <li>・待機、避難を指示する。（放送等）</li> <li>・情報を収集する。（気象情報、警報、氾濫警戒情報等）</li> <li>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに学校での配備につく。</li> <li>・情報収集する。（気象情報、警報、氾濫警戒情報等）</li> <li>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ定められた教職員は配備につく。</li> <li>・配備職員以外は、業務の補助をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。</li> <li>・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。</li> </ul>

(3) 特別警戒配備 (2号配備)

配備発令基準	○宮城県に津波警報が発表されたとき(あらかじめ津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属に限る) ○県内で震度5弱, 強の地震が観測されたとき(所属が所在する市区町村で震度5弱, 強の地震が観測されたとき) ○その他特に教育長が必要と認めたとき				
本部設置	●特別警戒本部設置(安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに配備につく。</li> <li>・<b>地震</b>: 迅速に避難誘導させる。</li> <li>・<b>津波</b>: 各種情報を確認し, 迅速に高台に避難させる。</li> <li>・避難者の対応</li> <li>・教育委員会, 防災担当課へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに学校での配備につく。</li> <li>・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断等)</li> <li>・教育委員会への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに配備につく。</li> <li>・一次避難場所の安全確認し, 避難の指示をする。(放送等)</li> <li>・情報収集する。(警報, 被害状況等)</li> <li>・本部長の指示で二次, 三次避難場所への避難を指示する。</li> <li>・全教職員の業務を適確に指示し迅速に対応できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに学校での配備につく。</li> <li>・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認, 登校判断)</li> <li>・避難してきた地域の方への対応をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ定められた教職員は配備につく。</li> <li>・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。</li> <li>・配備職員以外は, 自宅等で本部(学校)の連絡を待つ。</li> <li>・※校長が必要と認めた場合は, 全教職員が配備につく。</li> <li>・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。</li> </ul>

(4) 非常配備 (3号配備)

配備発令基準	○県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき ○県内に特別警報が発表されたとき(所属が所在する市区町村で特別警報が発表されたとき) ○宮城県災害対策本部が設置された場合				
本部設置	●災害対策本部設置(安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに配備につく。</li> <li>・<b>地震</b>: 迅速に避難誘導させる。</li> <li>・<b>津波</b>: 各種情報を確認し, 迅速に避難させる。(二次, 三次避難場所(高台, 校舎屋上含む))</li> <li>・<b>風水害等</b>: 避難情報等を確認し, 待機, 引き渡しによる下校を含めた安全対策を検討する。</li> <li>・避難者の対応</li> <li>・教育委員会, 防災担当課へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに学校での配備につく。</li> <li>・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断, 避難所開設等)</li> <li>・教育委員会, 防災担当課へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに配備につく。</li> <li>・一次避難場所の安全確認し, 迅速に避難の指示をする。(放送, メガホン等)</li> <li>・本部長の指示で二次, 三次避難場所への避難を指示する。</li> <li>・情報収集する。(避難情報等)</li> <li>・全教職員の業務を適確に指示し迅速に対応できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに学校での配備につく。</li> <li>・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認, 登校判断)</li> <li>・本部長の指示を受け, 避難所開設準備をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が直ちに配備につく。</li> <li>・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が直ちに配備につく。</li> <li>・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。</li> </ul>

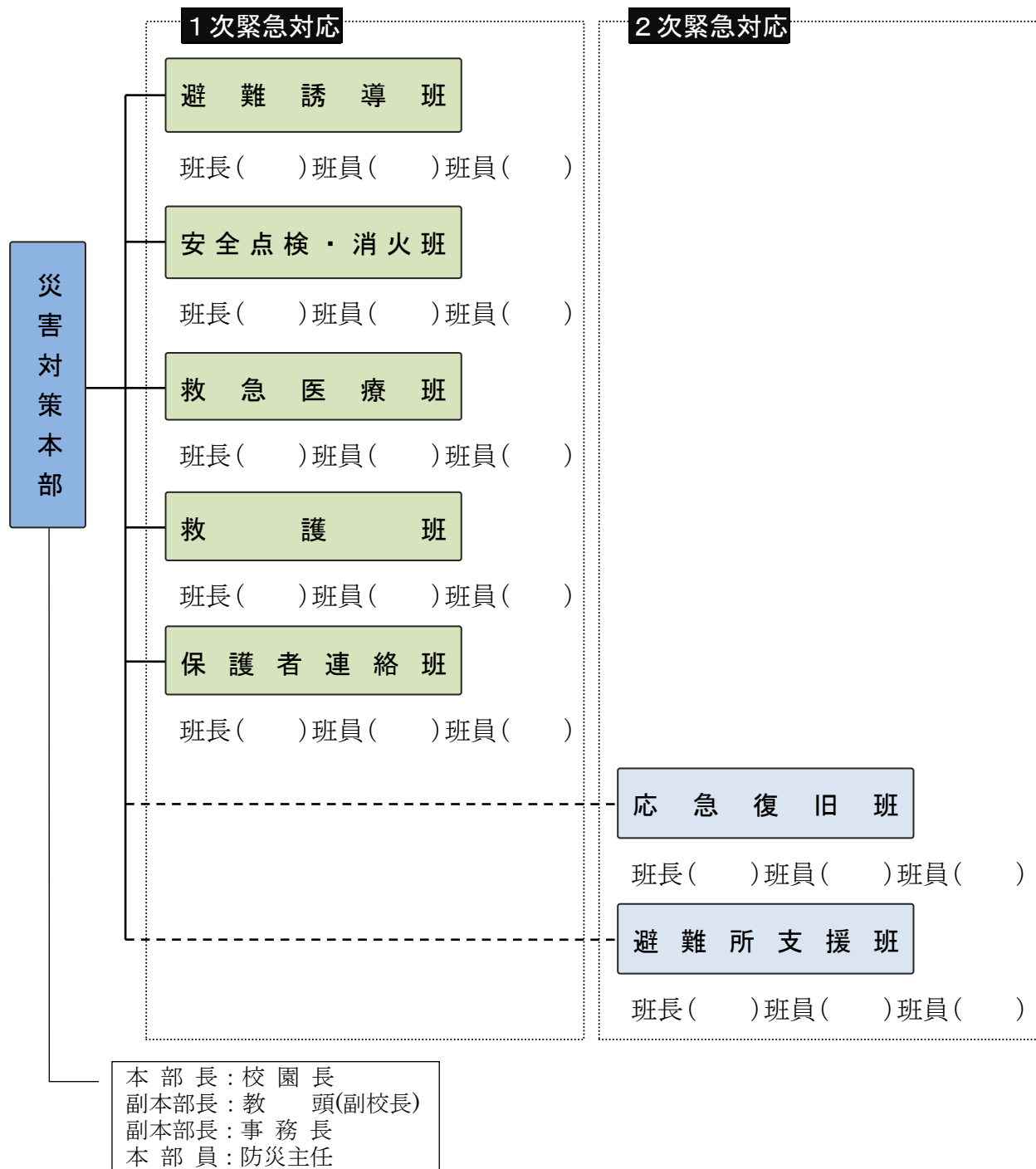
※勤務時間外において, あらかじめ定められた教職員や全教職員の配備にあつては, 自身及び家族の安全が確保され, 出勤経路上の安全を確認した上で学校での配備につく対応を定めておく。(なお, 津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した学校においては, 津波注意報以上が発表されている場合は, 登庁しないなどの対応を定めておく必要がある。)

※勤務時間内外問わず, 学校長が不在時の場合の代理順位を定めておく必要がある。

**I-5 校園内災害本部組織と業務内容**

震災の規模や被害状況等を踏まえ、校園内災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図

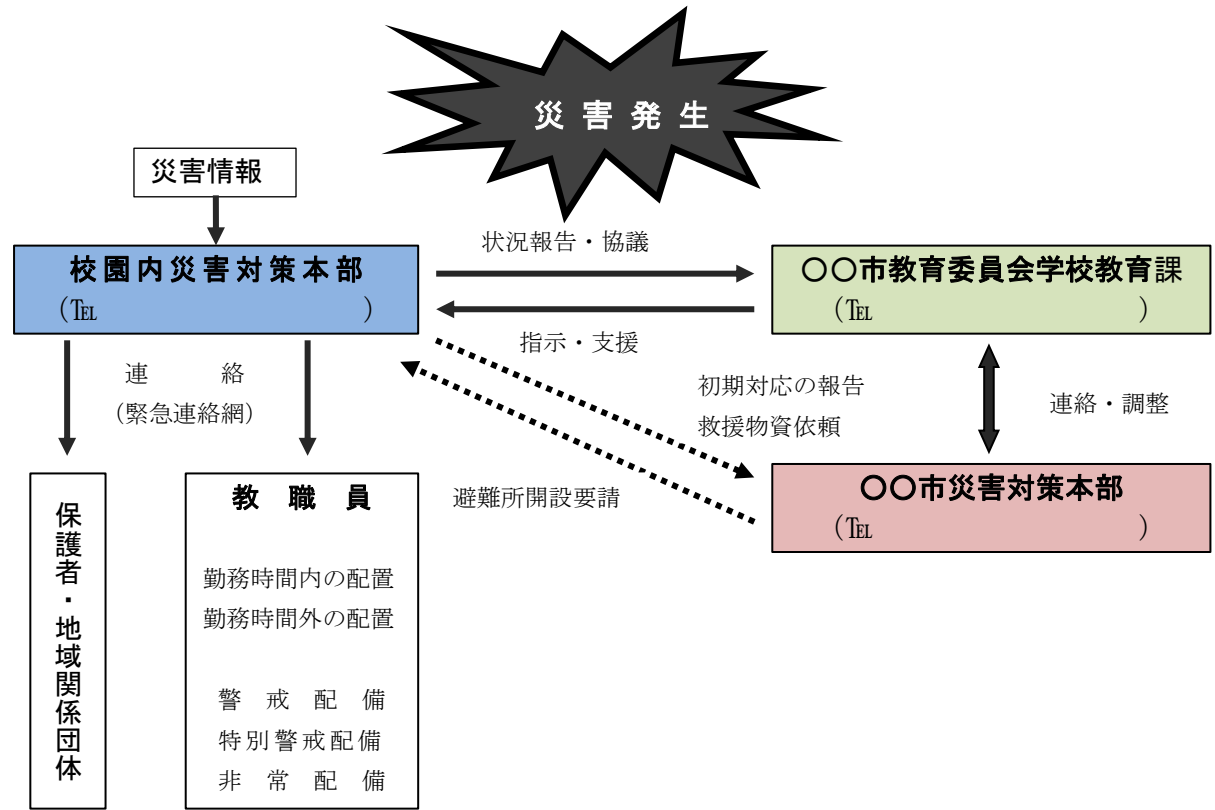


- ※本部長 ↔ 防災主任 ↔ 班長 ↔ 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。
- ※災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。(1次緊急対応を優先にする)
- ※本部長代理順位 ①教頭(副校長) ②防災主任 ③教務主任(主幹教諭)

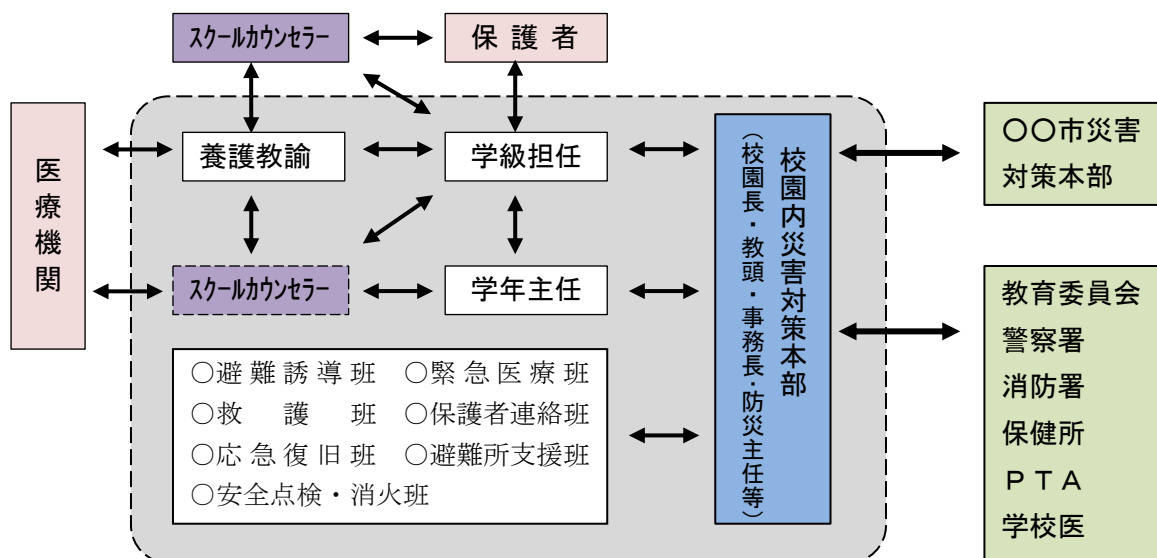
## (2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内放送等による連絡や指示</li> <li>○応急（緊急）対応の決定</li> <li>○各班との連絡調整</li> <li>○教育委員会，市町村災害対策本部，PTA等との連絡調整・報告</li> <li>○情報収集（気象，災害，交通情報等）</li> <li>○非常持ち出し品の搬出</li> <li>○報道機関との連絡・対応</li> </ul>	拡声器，メガホン ホイッスル 無線機（トランシーバー） ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種） 点呼表（学年毎） 在校児童確認表
避 難 誘 導 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○揺れがおさまった直後の安否確認</li> <li>○負傷状況の把握と本部への報告</li> <li>○安全な避難経路を確認しての避難誘導</li> <li>○行方不明の児童生徒等，教職員を本部に報告</li> </ul>	拡声器，メガホン ホイッスル 強力ライト
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災が発生した場合の初期消火</li> <li>○被害状況の確認</li> <li>○校舎，その他施設の被害程度の調査と本部への報告</li> <li>○初期消火の必要がない場合は，避難誘導，救護等の他班を支援する。</li> </ul>	消火器 防煙マスク 安全点検表
救 急 医 療 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急医薬品，担架の持ち出し（AED含む）</li> <li>○負傷者の応急手当</li> <li>○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定）</li> <li>○医療機関への搬送・連絡</li> </ul>	医薬品 担架 毛布 簡易テント，シート
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者の救出，救命</li> <li>○負傷者，危険箇所等の通報</li> <li>○「心のケア」の実施</li> </ul>	担架 毛布 バール，スコップ等
保 護 者 連 絡 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一斉メール配信，電話連絡網での対応</li> <li>○地域防災無線，地域コミュニティを活用しての連絡</li> <li>○引き渡し対応の事前の取り決め</li> <li>○引き渡し場所の指定</li> <li>○児童生徒等の引き渡し作業（カード利用）</li> </ul>	在校園児童生徒等確認表 引き渡しカード
応 急 復 旧 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握</li> <li>○ライフライン被害状況の把握と本部への報告</li> <li>○危険箇所の応急処置</li> <li>○「立入禁止」「使用禁止」等の表示</li> </ul>	トラロープ 各種表示 各種工具
避 難 所 支 援 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村防災担当課と連携しての支援（指定避難所の場合）</li> <li>○（指定は受けていないが要請を受けた場合）</li> <li>○避難所開設がない場合は，避難誘導，救護等の他班を支援する。</li> </ul>	救援物資については市町村災害担当課で準備する。 放送機材，カラーコーン，各種表示，腕章，ベスト

I-6 情報連絡体制図



学校園組織 (校園内災害対策本部)



※スクールカウンセラーは、3.11 東日本大震災後、被災した学校に緊急配置されたことから校内組織の一員として考えることもできる。

Ⅱ-1 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導

(1) 在校園時の発生

☆教職員の行動

★児童生徒等への対応

発地  
生震

宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合

平成23年東北地方太平洋沖地震から <仙台市宮城野区五輪の状況>  
 ・体感できる初期微動(P波)から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後、震度4以上最大震度6弱の揺れが断続的に3分弱続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。  
 ・緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった(報知からS波到達まで約15秒)。

※数秒後に停電し、校内放送ができない状況

教職員

☆指定職員(複数)は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動を指示する。

(例)地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意なさい。

- ★休み時間等で、児童生徒等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所へ移動し、指導する。
- ☆火気を使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。
- ★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向け不要にさせる。
- ★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ★安心させるような声を掛け続ける。
- ☆指定職員(安全点検・消火班)は、揺れがおさまりました、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- ☆指定職員(避難誘導班)は、避難経路の安全確認をする。
- ☆指定職員(安全点検・消火班)は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。
- ☆指定職員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。
- ★指定職員(救急医療班)は、手当に必要な負傷者に応急手当を行う。

安全  
確保  
・  
安全  
点  
検

児童生徒等

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する
- 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。
- 【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。
- 【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

本部長(校園長)

情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。

- ☆沿岸部では、津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。
- ☆悪天候(強風雨、低温等)や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

(例)地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。(大津波警報が発表されました。)先生の指示に従って、慌てず避難しなさい。

- ☆指定職員(本部)は、ラジオ、携帯電話(スマートフォン)、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。
- ☆津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。
- ※幼稚園等は平屋の建物が多いため、事前に、近くの学校や民間事業所等と第○次避難場所として、園児の受け入れを依頼しておく。
- ★避難時間が確保できる場合、校地外の高台等(第○避難場所)へ避難させる。
- ★避難時間がない場合は、校舎屋上等(第○避難場所)へ避難させる。

避難  
情報  
の  
収集  
指示





(2) 登下校園時の発生

☆教職員の行動

★児童生徒等への対応

発地  
生震

児童生徒等の安全確保を最優先とする。

※停電、断水、公共交通機関がストップ、信号機も作動しない状況等

安全確保・  
情報収集

教職員

★学校にいる児童生徒等の安全確保・点検等は、在校園時の対応を基本とする。

☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)

★状況によって登下校園途中の児童生徒等の保護、安全な場所への誘導を行う。

児童生徒等

○建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所

○危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(がけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)

※津波被害が心配される沿岸部では、強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災行政無線等で津波に関する情報があった場合は、自らの判断で安全な場所に避難する。(避難確認カードの場所等)

避難・  
誘導

教職員

★学校園にいる児童生徒等の避難、在校時の対応を基本とする。

★安否確認、状況によって登下校園途中の児童生徒等の保護活動を行う。

児童生徒等

○津波被害が心配される沿岸部では、あらかじめ定めている安全な場所へ急いで避難する。(高台、ビル等)

○最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

○児童生徒等同士が協力しながら避難する。

部災  
設置害  
本

本部長(校園長)・教職員

☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。

☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

確安  
認否

教職員

★学校園に避難した児童生徒等の安否確認は、在校園時の対応を基本とする。

☆避難指示や、津波警報等が解除されるまで待機する。

の被  
確認害  
状況

★電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難所巡回等で所在、安否を確認する。(避難確認カードを参考にする。)

☆避難指示や、津波警報等が解除された後、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

事後の  
対応措置

教職員

☆指定職員(本部)は、児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。

☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(引き渡しを含め)

☆指定職員(本部)は、学校園の施設・設備の点検、必要に応じて通学園路の安全点検を行う。

※各種対応措置については、別紙を参考(P36~41)

(3) 校内外活動時の発生(学年行事中の発生) ☆教職員の行動 ★児童生徒等への対応  
**児童生徒等の安全確保を最優先とする。**

**発地  
生震**

**安全確保・  
情報収集**

**教職員**

- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。(指定職員)
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員が安否の確認と、状況によって保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線、携帯電話(スマートフォン)などで最新の情報を収集する。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たず、すぐに避難する。情報は避難先で確認

**児童生徒等**

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

**避難・  
誘導**

**教職員**

- ★安全な場所への避難を判断し、児童生徒等の避難を誘導する。
- ☆避難後、状況を学校園に連絡する。(携帯電話、メール等)

**児童生徒等**

- 教職員の指示に従い、迅速行動する。
- 教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。(津波被害が想定される場所では高台、頑丈な高い建物等に避難する。)
- 最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

**確認  
安否**

**教職員**

- ☆避難指示や、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。(関係機関との連携)

**災害  
本部  
設置**

- ☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。

**事後  
の  
対応  
措置**

**教職員**

- ☆指定職員は、被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

**※各種対応措置については、別紙を参考(P36~41)**

(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後子ども教室、放課後児童クラブ等）

☆事業運営者の行動      ★児童への対応

**発地震**

児童の安全確保を最優先とする。

※数秒後に停電し、校内放送ができない状況

教職員（公的施設・社会福祉施設等を活用の場合は、市町村職員）と連携して対応する。

**事業運営者**

★指定職員は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動をさせる。

（例）地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりない。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。

★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆揺れが収まりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

**児童**

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全場所に移動し姿勢を低くする。天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

**安全確保・安全点検**

**情報収集・避難の指示**

**事業運営者**

★情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。

（例）地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。（大津波警報が発表されました。）先生の指示に従って、慌てず避難しなさい。

☆指定職員は、ラジオ、携帯電話（スマートフォン）、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報を収集する。

☆沿岸部では、津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。

☆津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な避難場所を決定する。

★避難時間が確保できる場合、校地外の高台等（第○避難場所）へ避難させる。

★避難時間がない場合は、校舎屋上等（第○避難場所）へ避難させる。

**避難誘導**

**事業運営者**

★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。

★自力で避難できない児童生徒は、指定職員が介助して避難させる。

★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。

☆指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。

☆指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。

★第一避難場所が危険と判断した場合は、より安全な避難場所に誘導する。

★教職員と連携を図り、安全に素早く誘導する。

**児童**

○事業運営者の指示に従い、迅速に行動する。

○児童同士が協力しながら避難する。

安否確認

**事業運営者**

- ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。
- ★指定職員は、安否確認ができない児童の捜索を行う。
- ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ★指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部設置

**災害対策本部を設置する。**

**事業運営者**

- ☆本部長(責任者)の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

避難待機所

**事業運営者**

- ★避難指示や、津波警報等が解除されるまで待機させる。
- ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童の体調管理、心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合)
- ☆本部の指示に従って、各業務に当たる。

**児童**

- 児童同士、励まし、助け合う。

事後の対応措置

**事業運営者**

- ☆指定職員は、児童・教職員の被害状況や施設の状況等を学校、市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(引き渡しを含め)

※各種対応措置については、別紙を参考(P36~41)

(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）

☆教職員の行動

★児童生徒等への対応

管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市町村教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。

発地  
生震

災害本部設置

**本部長(校園長)・教職員**

☆本部長，教頭(副校長)，防災主任の指示により，各業務に当たる。  
 ※自らが被災し，家族，家屋が被災するなどの状況では，配備に時間がかかることがある。(自らの安全を確保した上で校務にあたる)  
 ※津波警報等が発表中は，学校園を含め避難区域には立ち入らない。

安  
否  
確  
認

**教職員**

☆避難指示や，津波警報等が解除されるまで待機する。  
 ★各種連絡方法(電話，配信メール，災害用伝言ダイヤル等)，家庭訪問，避難場所等を回り，児童生徒等及び家族，教職員の所在，安否を確認する。  
 ☆関係機関，地域と連携する。

**児童生徒等**

○安全を確保した上で，できるだけ早く学校に連絡する。(安否，所在，家族の被災状況，けが状況等)

被害状況  
の確認

**教職員**

☆避難指示や，津波警報等が解除された後，施設，通学園路等の被害状況を確認し，本部に報告する。

事後の  
対応措置

**本部長(校園長)**

☆必要に応じて，児童生徒等全員の安否確認を指示する。  
 ☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。(協議する)

**教職員**

☆指定職員(本部)は，児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に連絡し，必要に応じて支援要請を行う。  
 ☆災害の状況，今後の対応について，保護者に知らせる。  
 ☆津波警報等が解除された後，指定職員(本部)は，学校園の施設・設備の点検，必要に応じて通学園路の安全点検を行う。

※各種対応措置については，別紙を参考(P36～41)

Ⅱ-2 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

(1) 在校園時の発生

☆教職員の行動

★児童生徒等への対応

発地震

宮城県沖を震源とし、各地で震度5強の地震を想定した場合

- ・体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが10秒程度続き、その後、震度5弱以上の揺れが30秒程度続く（主な揺れが始まってから1分程度）。
- ・緊急地震速報から10秒後に揺れが襲う。 <仙台市宮城野区五輪の状況>

※停電した場合はP10の行動に移る。

教職員

☆校園内放送により一斉放送を行う。（指定職員）

（例）

地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

安全確保・安全点検

- ★休み時間等で、児童生徒等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所に移動し、指導する。
- ☆火気の使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。
- ★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向け不要させる。
- ★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ★安心させるような声を掛け続ける。
- ☆指定職員（安全点検・消火班）は、揺れがおさまりたい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- ☆指定職員（避難誘導班）は、避難経路の安全確認をする。
- ☆指定職員（安全点検・消火班）は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。
- ☆指定職員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。
- ★指定職員（救急医療班）は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児童生徒等

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。
- 【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。
- 【校園庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

情報収集

本部長(校園長)

情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

- ☆指定職員（本部）は、携帯電話（スマートフォン）、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により震源地、震度、津波等に関する最新情報を収集する。
- ☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

避難の指示

本部長(校園長)

本部長の指示のもと、第一避難場所に避難の指示をする。

☆校内放送により一斉放送を行う。（指定職員）

（例）地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校園庭へ避難してください。津波の心配はありません。

- ☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を指示する。

避難誘導

**教職員**

- ★落下物，足下に注意し，頭部を保護させる。
- ★避難前に人員を確認し，逃げ遅れることがないように指示する。
- ★自力で避難できない児童生徒等は，指定職員(避難誘導班)が介助して避難させる。
- ★児童生徒等の不安を緩和するように，落ち着いて声掛けする。
- ☆指定職員(本部)は，非常持出袋を搬出して避難する。
- ☆指定職員(本部)は，テレビ，ラジオ等により情報収集する。
- ☆保護者，地域住民が避難してきた場合は，一緒に避難する。

**児童生徒等**

- 「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」の約束に従い行動する。

安否確認

**教職員**

- ★指定職員(本部)の指示で，クラス毎に整列させる。
- ☆クラス毎に人数と安否を確認し，本部に報告する。
- 担任 → 学年主任 → 教頭(副校長) → 本部長(校園長)
- ★指定職員(救急医療班)は，負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆指定職員(救急医療班)は，必要に応じて医療機関との連携を図る。

設置  
災害本部

**本部長(校園長)・教職員**

- ☆本部長，教頭(副校長)，防災主任の指示により，各業務に当たる。
- ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

被害状況の確認

- ☆指定職員(応急復旧班)は，施設，通学園路等の被害状況を確認し，本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う。(張り紙，ロープ等)
- ☆指定職員(応急復旧班)は，危険箇所の応急措置を行う。
- ★第一次避難場所が危険な場合は，第二次避難場所に誘導する。
- ★校舎等の安全を確認した後，児童生徒等を校舎内に移動させる。

事後の対応措置

**本部長(校園長)**

- ☆本部で，被害状況を総合的に判断し，授業再開，下校・降園時の判断，(集団下校)，保護者への引き渡し，学校園での保護等のいずれかの措置について，指定職員により，保護者へ連絡する。
- ☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。(協議する)

**教職員**

- ☆指定職員は，保護者へ連絡をする。(一斉メール配信，電話，緊急連絡網等)
- 電話，メールが使用できない場合を想定し，連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。

※各種対応措置については，別紙を参考(P36～41)



(2) 登下校園時の発生

☆教職員の行動

★児童生徒等への対応

児童生徒等の安全確保を最優先とする。

発  
地  
震

安全  
確保  
・  
情報  
収集

**教 職 員**

- ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)
- ★学校にいる児童生徒等には、校園内放送等により、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。(指定職員)
- 避難誘導等については、在校園時の対応を基本とする。
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★安否確認、状況によって登下校園途中の児童生徒等の保護活動を行う。

**児 童 生 徒 等**

- 建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所
- 危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(かけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)
- ※津波被害が心配される沿岸部では、強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災行政無線等で津波に関する情報があった場合は、自らの判断で安全な場所に避難する。(避難確認カードの場所等)

**被災状況・各種情報を総合的に判断し、学校園災害対策本部を設置する。**

**本部長(校園長)・教職員**

- ☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ★児童生徒等の安否確認を最優先にする。
- ☆指定職員(本部)は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

設  
置  
災  
害  
本  
部

**教 職 員**

- ★学校園に避難した児童生徒等の安否確認は、在校園時の対応を基本とする。
- ★指定職員は、児童生徒等の所在を確認する。(登校園している、していない)
- ☆保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
- ★必要に応じて、通学園路、避難場所を回り、安否を確認する。
- ☆指定職員(応急復旧班)は、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)
- ☆指定職員(応急復旧班)は、危険箇所の応措置を行う。

安  
否  
確  
認

の  
確  
認  
被  
害  
状  
況

**本部長(校園長)**

- ☆児童生徒等全員の安否確認後、授業実施、臨時休業措置と、登校している児童生徒等の下校方法、保護者への引き渡し、学校での保護措置等について、保護者へ連絡させる。
- ☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)

**教 職 員**

- ☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
- 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で対応を取り決めておく。

事  
後  
の  
対  
応  
措  
置

※各種対応措置については、別紙を参考(P36~41)

(3) 校内外活動時の発生（学年行事中の発生） ☆教職員の行動 ★児童生徒等への対応  
 児童生徒等の安全確保を最優先とする。

発地震

安全確保・情報収集

教職員

- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。(指定職員)
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員は安否の確認と、状況によって保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を常に収集し、避難、待機等を判断する。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずに避難する。

児童生徒等

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

安否確認

教職員

- ★指定職員は、児童生徒等の所在を確認する。
- ★必要に応じて、活動場所を巡回し、安否を確認する。

児童生徒等

- 指定された緊急連絡先(教員の携帯電話等)へ連絡する。(班の代表者)

事後の対応措置

教職員

- ☆指定職員は被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校園に連絡しながら対応する。  
 (復路の状況把握指示、帰校園方法、帰校園時刻の指示)
- ★全員の安否確認後、活動継続の可否を判断し、児童生徒等に伝える。
- ☆指定職員は、必要に応じて保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
- ☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)

※各種対応措置については、別紙を参考(P36~41)

(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後子ども教室、放課後児童クラブ等）

☆事業運営者の行動 ★児童への対応

発生 地震

児童の安全確保を最優先とする。

教職員（公的施設・社会福祉施設等を活用の場合は、市町村職員）と連携して対応する。

**事業運営者**

★地震発生の初期行動について、児童に伝える。

☆必要に応じて、校内放送（館内放送）を依頼する。（事前の取り決め）

（例）地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。

★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆揺れが収まりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

**児童**

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

☆指定者（安全管理員等）は、避難経路の安全確認をする。

※その他の安全点検は、災害本部組織に基づき、担当職員が行う。

安全確保・安全点検

情報収集・避難の指示

☆指定職員は、ラジオ、携帯電話（スマートフォン）、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

**事業運営者**

第一避難場所に避難の指示をする。

☆必要に応じて、校内放送（館内放送）を依頼する。（事前の取り決め）

（例）地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校庭へ避難しなさい。津波の心配はありません。

☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

避難誘導

**事業運営者**

★落下物、足下に注意し、頭部を保護するようにさせる。

★自力で避難できない児童生徒等は、指定職員が介助して避難させる。

★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。

☆指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。

☆指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。

**児童**

○「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」

\*「お・は・し・も」の約束：災害発生時に避難するときの約束

安否確認

**事業運営者**

- ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。
- ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部  
設置

**被災状況・各種情報を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。**

**事業運営者**

- ☆本部長(責任者)の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

被害状況  
の確認

**事業運営者**

- ☆指定職員は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)
- ☆指定職員は、危険箇所の応急措置を行う。
- ★校舎(施設)等の安全を確認した後、児童を校舎内に移動させる。

事後の  
対応措置

**事業運営者**

- ☆指定職員は、被害状況を総合的な判断し、事業再開、打ち切り、帰宅方法等について保護者へ連絡させる。
- ☆対応措置について、市町村教育委員会に報告する。(協議する)

※各種対応措置については、別紙を参考(P36~41)

(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）

☆教職員の行動 ★児童生徒等への対応

**発生  
地震**

管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市町村教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。

**設置  
災害本部**

**本部長(校園長)・教職員**

☆本部長，教頭(副校長)，防災主任の指示により，各業務に当たる。  
☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

**安  
否  
確  
認**

**教職員**

☆教職員の安否を確認する。

★児童生徒等の安否を確認する。(電話連絡，緊急連絡網，一斉配信メール等)

☆クラス毎に人数と安否を確認し，本部に報告する。

**担任** → **学年主任** → **教頭(副校長)** → **本部長(校園長)**

**児童生徒等**

○必要に応じて，学校園に連絡する。(学校で安否確認ができなかったり，けがをしたりした等)

**の  
確  
認  
被  
害  
状  
況**

☆指定職員(応急復旧班)は，施設，通学園路等の被害状況を確認し，本部に報告する。

☆危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う。(張り紙，ロープ等)

☆指定職員(応急復旧班)は，危険箇所の応急措置を行う。

**事  
後  
の  
対  
応  
措  
置**

**本部長(校園長)**

☆必要に応じて，児童生徒等全員の安否確認を指示する。

☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。(協議する)

**教職員**

☆指定職員は，保護者へ連絡をする。(一斉メール配信，電話，緊急連絡網等)

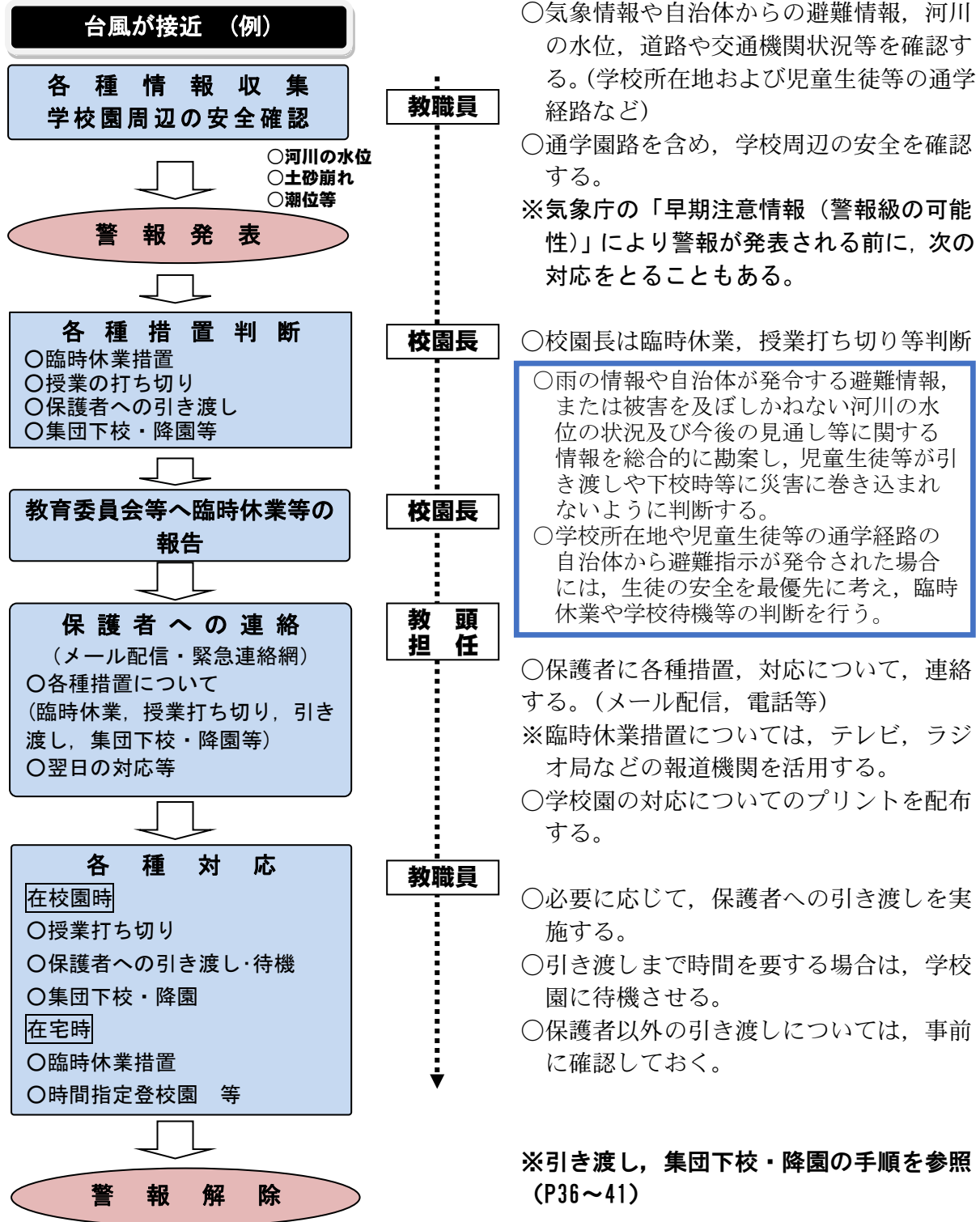
電話，メールが使用できない場合を想定し，連絡方法について事前に文書等で，災害発生時の対応について取り決めておく。

※各種対応措置については，別紙を参考 (P36～41)

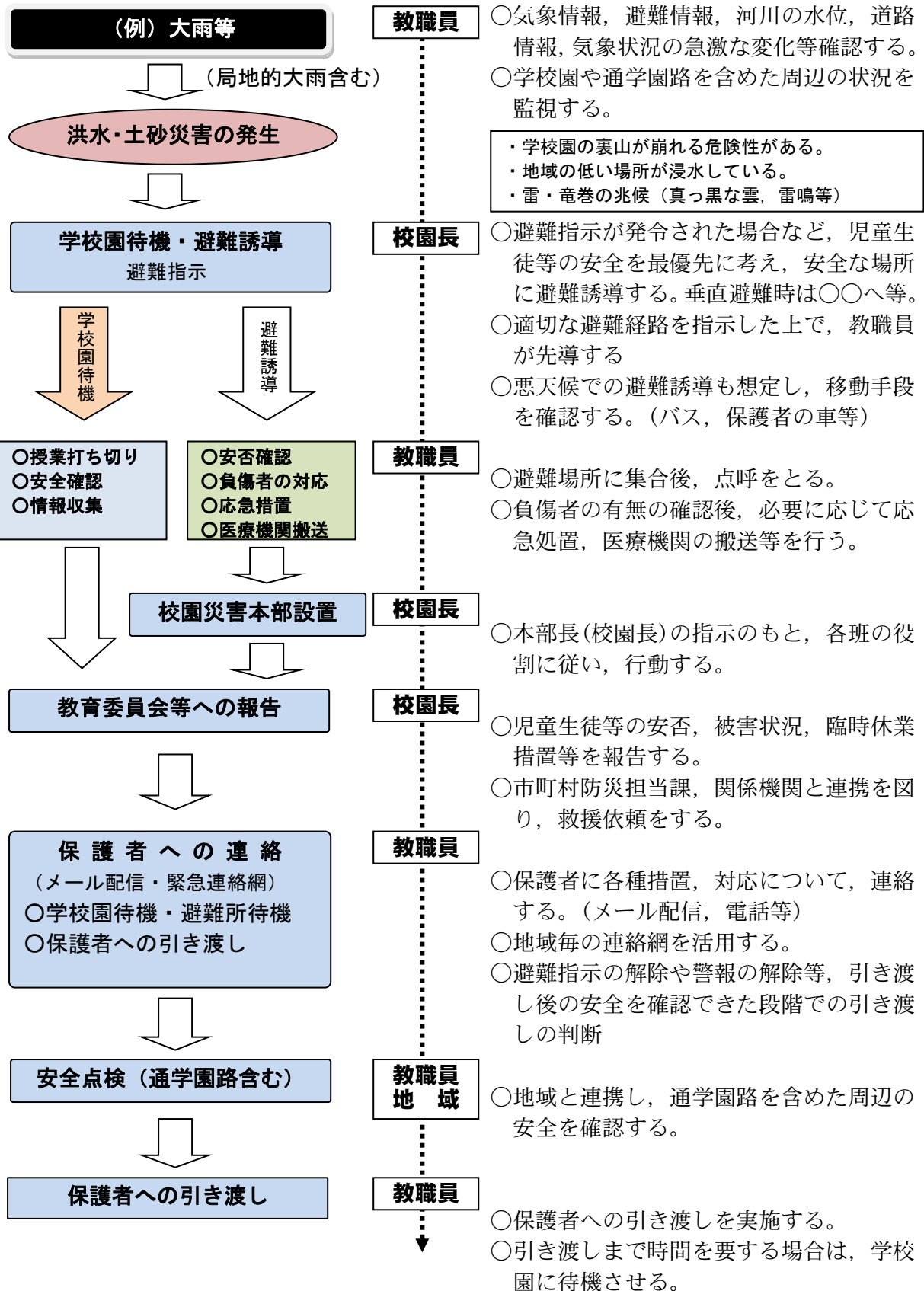
**Ⅱ-3 風水害が想定される場合の対応（暴風、大雨、洪水、大雪警報、特別警報などが発表）**

特別警報は、気象庁が発表する情報が近年の巨大災害での避難行動に結びつかない例があったことから創設されたものである。特別警報が発表された時点では、すでに災害が発生しているか、その危険が迫っている状況であることから、あくまでも「警報」の時点で安全確保のための判断をすることが重要である。

**(1) 大雨等気象警報発表時の対応（災害発生前）**



(2) 災害発生時の対応 (在校園時の発生)



※引き渡し、集団下校・降園の手順を参照 (P36~41)

(3) 大雨・洪水時の警戒レベル(1～5)への対応(例)

警戒レベル	避難情報等	警戒レベル相当の防災気象情報	在校時にとるべき行動	夜間時及び休業時にとるべき行動
1	早期注意情報 (警報級の可能性)		○職員の間連絡体制確認	
2	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報 (●川△地点)  キキクル：注意	○状況把握のため、台風や前線に伴う、洪水予報などの気象情報等を集めておく。 【情報収集伝達要員・・・ 教頭, 防災主任, 事務長】	注意体制  ○状況を把握するため、気象情報等を集めておく。 【情報収集伝達要員・・・ 同左】
3	高齢者等避難	大雨注意報(夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報)  洪水警報  大雨警報(土砂災害)  氾濫警戒情報(●川△地点)  キキクル：警戒	○速やかに対策本部を設置し、情報収集及び対応に当たる。 ○今後の気象予報等を総合的に見て、以下の①～③について校長が判断する。 ①授業打ち切り ②保護者引き渡し等による下校 ③浸水想定より上階の●●階へ避難 【情報収集伝達要員・・・校長, 事務長, 教頭, 防災主任, 事務】 【避難誘導要員・・・全職員】	警戒体制  ○事前の判断が可能で、校長が必要と認めた場合は臨時休業とする。 ○職員は自宅待機(状況により出勤の連絡をする)  【情報収集伝達要員・・・ 同左】
4	避難指示	土砂災害警戒情報  氾濫危険情報(●川△地点)  キキクル：非常に危険 極めて危険	○速やかに対策本部を設置し、情報収集及び対応に当たる。 ○ <b>全員避難開始</b> レベル5になる前に全員避難は完了すること。 ・浸水想定より上階の●●階へ避難する。 ・土砂災害の危険から離れた場所へ避難する。 ○保護者が迎えに出来ない場合や居住地及びその途中が危険な場合は学校待機とする。 ○対策本部を中心に、手分けして施設・設備等の点検、被害状況を把握し、報告する。 ○職員は、自身の安否を速やかに報告する。 【避難誘導要員・・・全職員】	非常体制  ○臨時休業(事前の判断が可能の場合) ○職員は自宅待機(状況により出勤の連絡をするが、深夜など、速やかな対応が難しい場合や、自分の家庭が被害に遭って対応ができない場合及び交通遮断の場合はこの限りではない。) ○電話やメール等で、児童生徒・職員の安否を速やかに確認し報告する。但し、保護者と連絡を取れない時は、対策本部にその旨を報告する。
5	緊急安全確保	大雨特別警報(浸水害)(土砂災害) ●川氾濫発生情報	○避難完了済	非常体制

※避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により安全確保を主体的な判断に基づき体制を確立することもある。

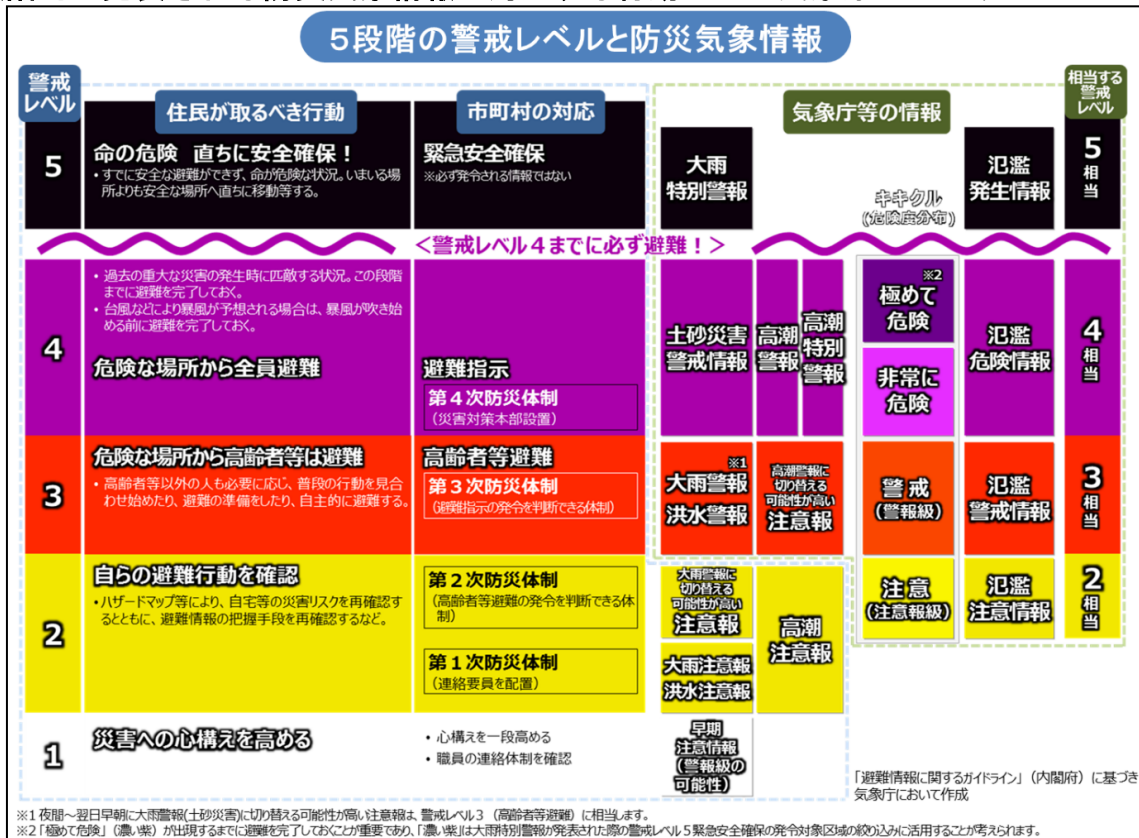
※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する場合は、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する。



(4)「特別警報発表時の対応について」(再掲) 平成27年10月1日付けス号外(通知)より

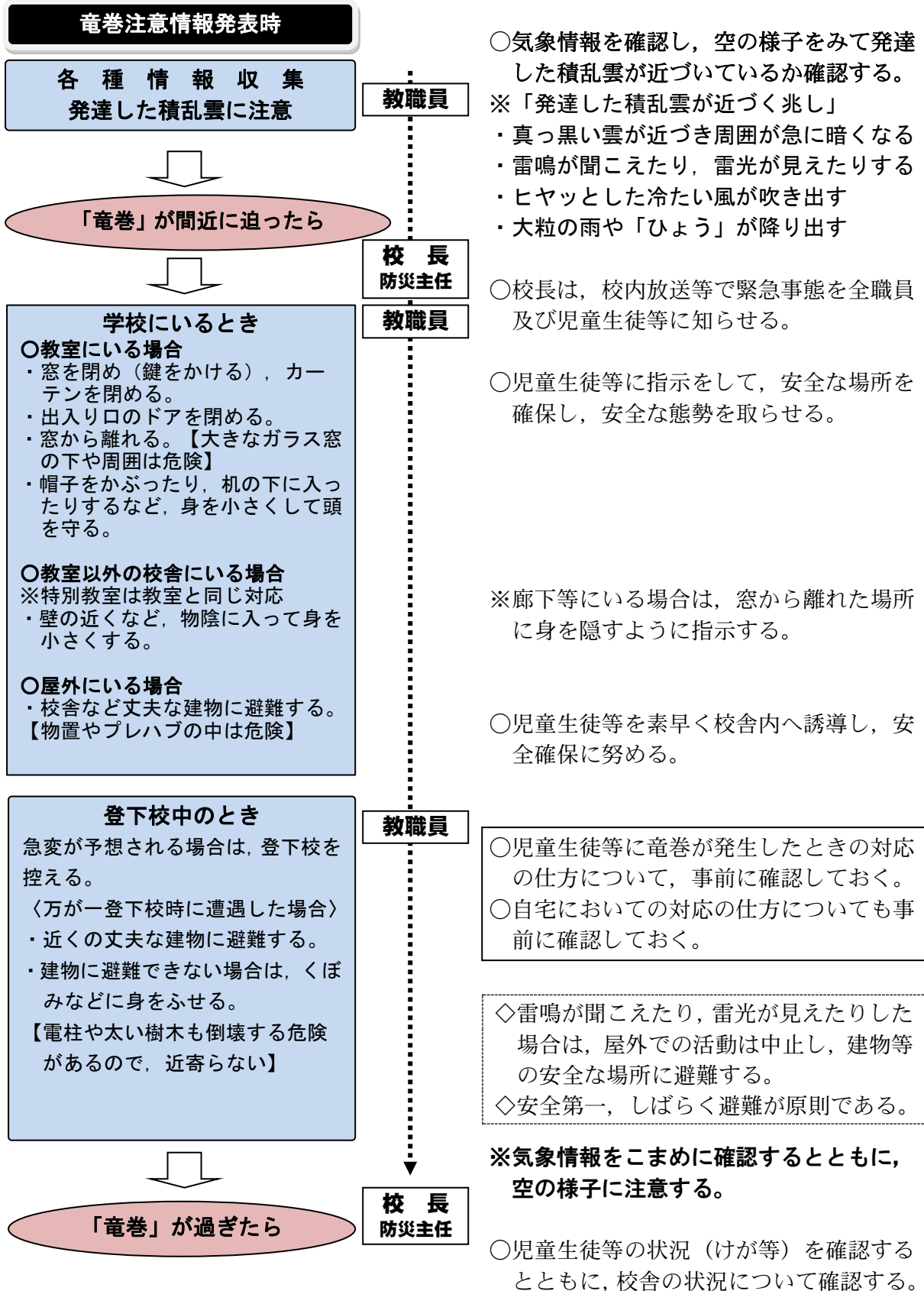
- 1 「特別警報」発表時の対応ポイント
- (1)「特別警報」は、すでに災害が発生しているか、発生する危険が迫っている状況でのみ発表されるものであり、気象庁では非常事態として「ただちに命を守る行動をとる」よう求めている。そのような状況下において、児童生徒に登下校をさせることについては、大きな危険を含んでいると考えるべきであること。
  - (2)特に風水害に係る「特別警報」に関しては、通常は「注意報」「警報」のステップを踏んで非常事態として発表される。「学校防災マニュアル作成ガイド」においては、「警報」の段階で臨時休業、授業の打ち切り等を判断するよう示しており、「特別警報」が発表される前の段階で臨時休業等の判断をすべきであること。
- 2 学校防災マニュアル改訂にあたって
- (1)平成27年9月11日に「特別警報」が発表された際の対応をふり返り、その課題を踏まえた改訂を行うこと。また、警報の発表時において生徒が在校、在宅それぞれの場合について具体的に検討すること。
  - (2)東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒の命を守る学校防災マニュアルとして、より実効性の高いものになるよう十分に検討すること。
  - (3)気象庁発行の特別警報リーフレットも活用しながら防災に関する校内研修等を行い、臨時休業等の措置をとった結果、仮に想定していた事態に至らなかった場合でも、「措置が空振りに終わって良かった」と思えるよう、教職員の共通理解を図るよう努めること。
  - (4)児童生徒の安全を最優先とした学校防災マニュアルを作成していることについて、日頃から保護者や地域住民等の理解が得られるよう周知すること。

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動 気象庁HPより



Ⅱ-4 突風・竜巻・雷等が想定される場合の対応

(1) 雷・竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応（災害発生前～発生時～発生後）



○気象情報を確認し、空の様子をみて発達した積乱雲が近づいているか確認する。  
※「発達した積乱雲が近づく兆し」

- ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

○校長は、校内放送等で緊急事態を全職員及び児童生徒等に知らせる。

○児童生徒等に指示をして、安全な場所を確保し、安全な態勢を取らせる。

※廊下等にいる場合は、窓から離れた場所に身を隠すように指示する。

○児童生徒等を素早く校舎内へ誘導し、安全確保に努める。

○児童生徒等に竜巻が発生したときの対応の仕方について、事前に確認しておく。

○自宅における対応の仕方についても事前に確認しておく。

◇雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は、屋外での活動は中止し、建物等の安全な場所に避難する。

◇安全第一、しばらく避難が原則である。

※気象情報をこまめに確認するとともに、空の様子に注意する。

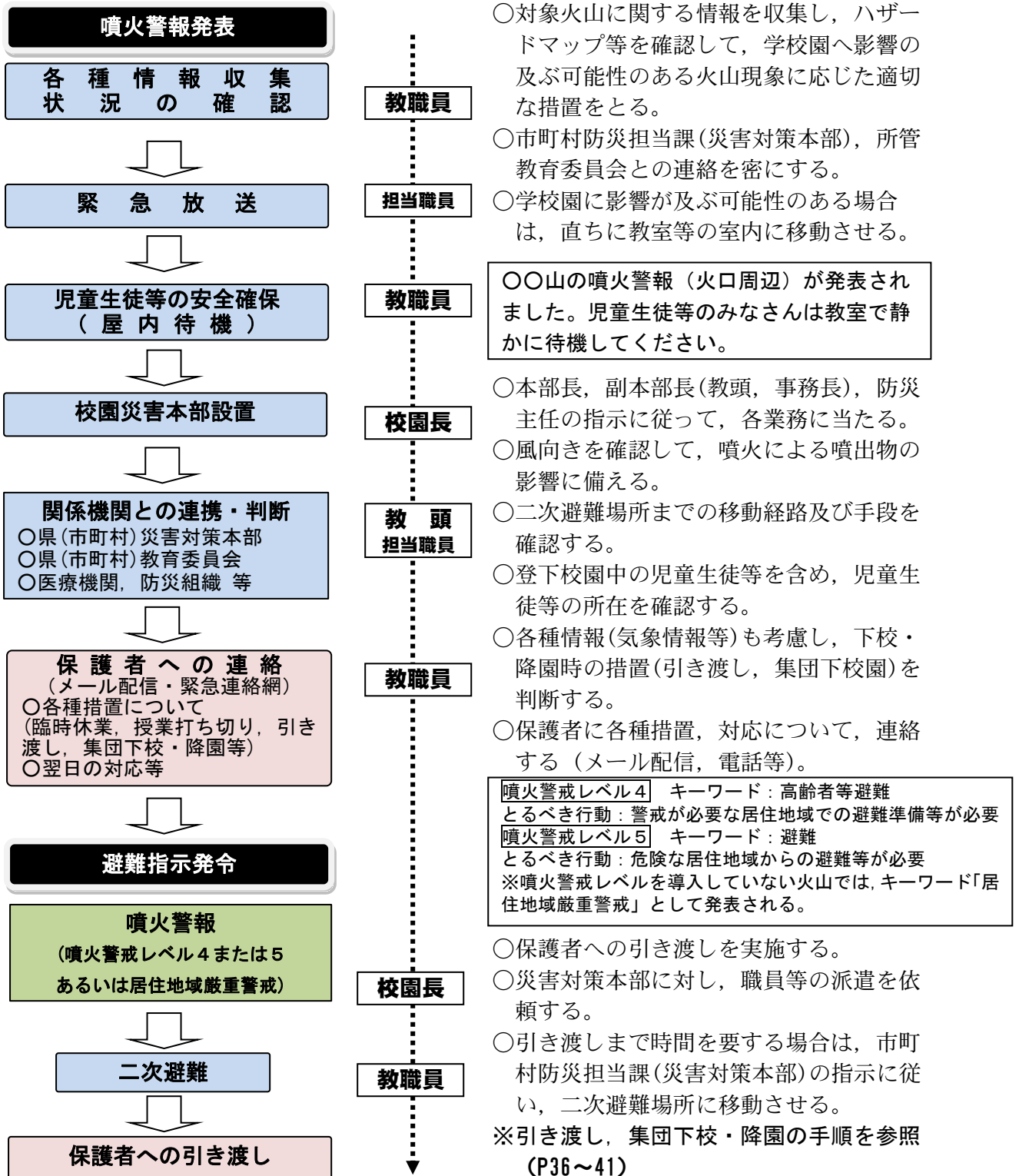
○児童生徒等の状況（けが等）を確認するとともに、校舎の状況について確認する。

Ⅱ-5 火山災害が想定される場合の対応

(1) 平常時の対応

- 火山活動に関する情報（噴火警報等）を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- ハザードマップ等を参考に、学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- 異常な現象を発見した場合には、市町村あるいは気象台等へ連絡する。

(2) 火山活動発生時（噴火前）の対応



**(3) 噴火発生時の対応 (在校園時の発生)**

- ヘルメットを着用するなど、身の安全を確保し、直ちに教室等の室内に移動させる。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- 市町村防災担当課(災害対策本部)等の指示に従い、適切な対応をとる。
- 新たに避難指示が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速な応急対策をとる。
- 前兆現象がなく噴火が発生した場合には、前項の対応を至急実施する。

**(4) 噴火警報, 噴火予報について**

宮城県内の活火山(栗駒山, 鳴子, 蔵王山)において、噴火警戒レベルが運用されている火山は、栗駒山と蔵王山である。

噴火警戒レベルが運用されている火山における噴火警報, 噴火予報は次の表のとおり。  
(気象庁HPから)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)  又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺)  又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

<栗駒山・蔵王山の噴火警戒レベルを解説したリーフレット> ※気象庁HPより  
(栗駒山) [https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_210.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_210.pdf)



(蔵王山) [https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_212.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_212.pdf)



※なお、噴火警戒レベルが運用されていない活火山(鳴子)における噴火警報, 噴火予報については、下記を参照する。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html>



(5) 噴火等による現象

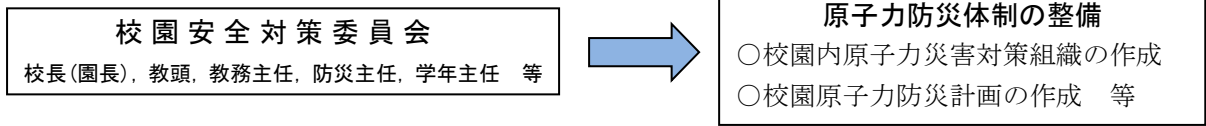
<p>噴石</p>	<p>噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、概ね 20~30 cm以上の風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものを大きな噴石と呼んでいます。</p> <p>また、噴石のうち、直径数cm程度の風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいます。</p>	 <p>平成 17. 8. 4 浅間山の噴石</p>
<p>火山泥流・土石流</p>	<p>火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流といいます。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生します。流速は時速数十kmに達することがあります。</p> <p>水と土砂が混合して流下する現象を土石流といいます。流速は時速数十kmに達することがあります。噴火が終息した後も継続することがあります。</p> <p>土石流と火山泥流の区別は難しいですが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合には土石流を使用しています。</p>	 <p>土石流被害を受けた家屋 国土交通省九州地方整備局豊仙復興事務所提供</p>
<p>融雪型火山泥流</p>	<p>火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象です。</p> <p>流速は時速数十 km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがあります。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要です。</p>	 <p>1985年 ネバデルルイス火山の融雪型火山泥流 米国地質調査所のHPより</p>

<p>火 砕 流</p>	<p>噴火により放出された破片状の固形物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象です。 火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要です。</p>	 <p>平成 6. 6. 24 雲仙普賢岳の火砕流</p>
<p>火 山 灰</p>	<p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径2mm未満）を火山灰といいます。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散します。火山灰は、農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与えます。</p>	 <p>平成 12. 7. 16 三宅島の降灰</p>
<p>火 山 ガ ス</p>	<p>火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスといいます。 噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含みます。「噴気」ともいいます。水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分としています。 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等が発生する可能性があります。</p>	 <p>2001年 火山ガスを大量に含む三宅島の噴煙</p>

※表中の写真はすべて気象庁HPから

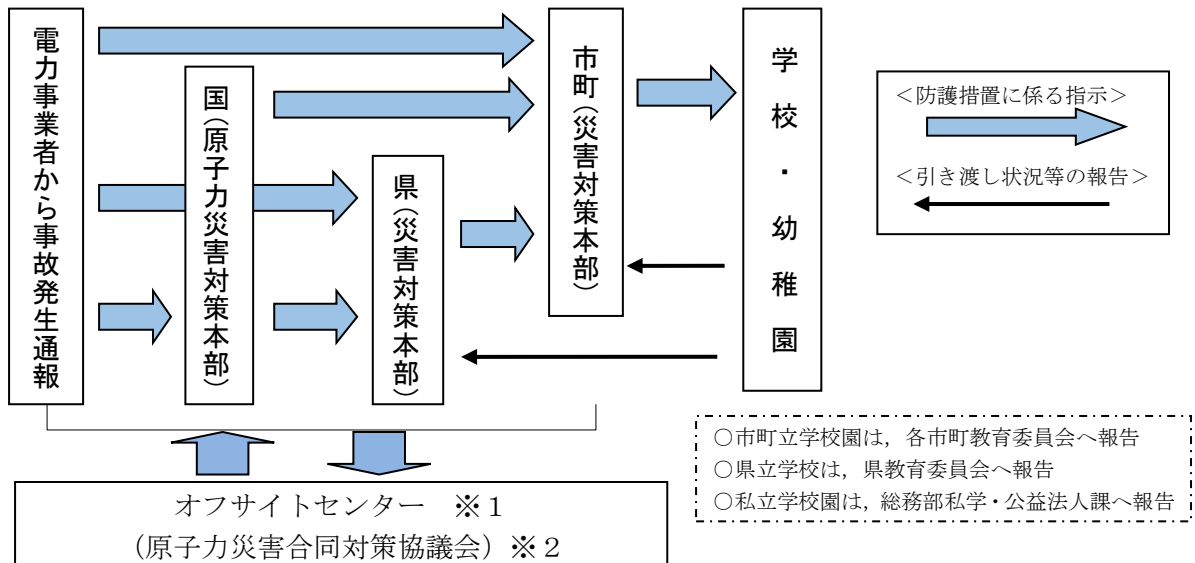
Ⅱ-6 学校園における原子力災害時の対応

(1) 防災体制の整備



(2) 事故発生時における指示系統及び情報伝達

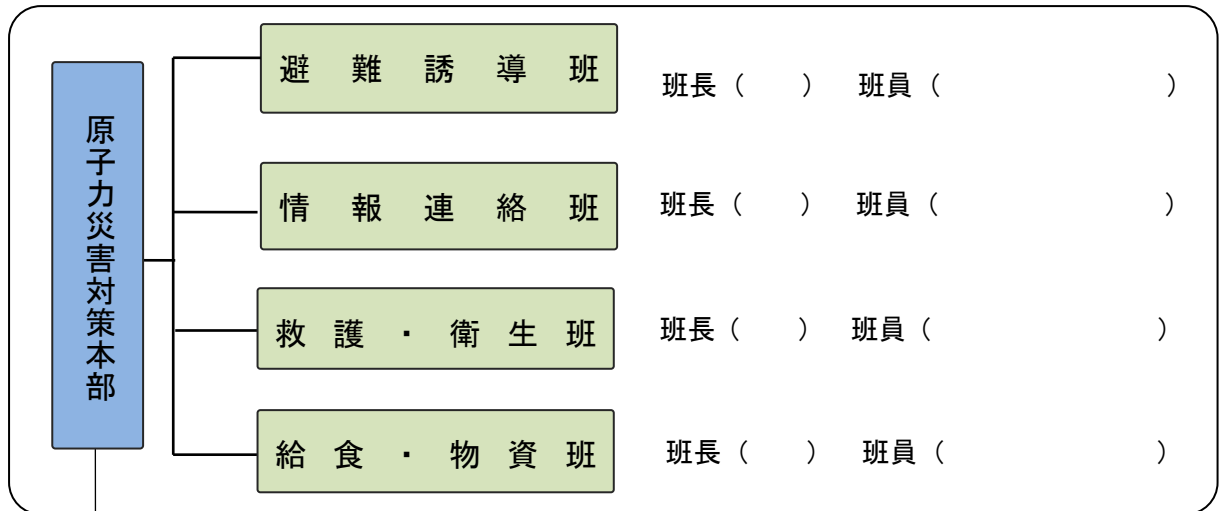
- ①学校園は、市町（災害対策本部）が対象地域の住民に対して行う防護措置に係る指示に従う。また、防災行政無線や広報車、緊急速報メール等により、災害情報を得る。
- ②学校園は、事前に取り決めしている引き渡し等の措置を行う。また、引き渡し状況等の報告を行う。



※1 オフサイトセンター：原子力災害時に国・県・市町・原子力事業者等が集まり、応急対策を講じるための拠点施設  
※2 事態の進展に応じて立ち上げ

(3) 校園内原子力災害対策本部組織と役割

①基本編成図 (P7の校園内災害対策本部組織を基本に編成する)



本部長：校 園 長  
副本部長：教 頭(副校長)  
副本部長：事 務 長  
本 部 員：防 災 主 任

※本部長 ↔ 防災主任 ↔ 班長 ↔ 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。  
※本部長代理順位 ①教頭(副校長) ②防災主任 ③教務主任(主幹教諭)

②各班の役割

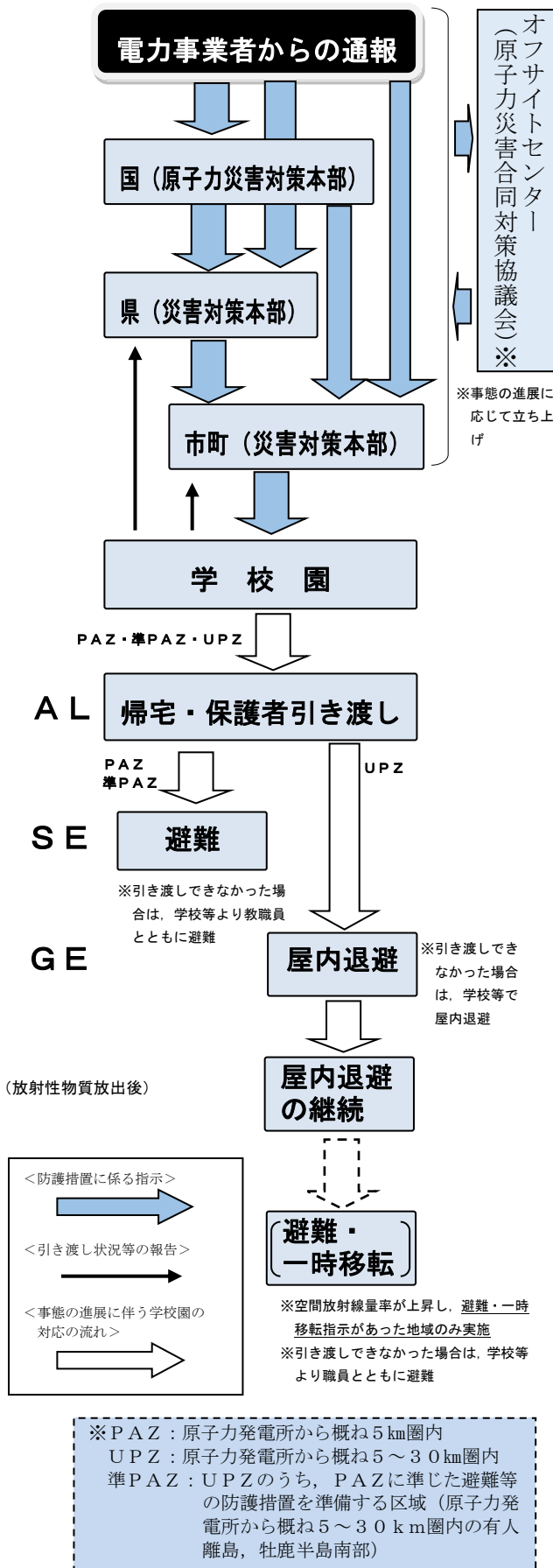
担 当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本 部 長 (校長・園長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。</li> <li>○保護者や地域に対し、災害時における学校の対応や避難場所について周知徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校園内原子力災害対策本部を設置する。</li> <li>○県又は市町からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。</li> <li>○所管の教育委員会へ随時状況を報告する。</li> </ul>
副本部長 (教頭・事務長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。</li> <li>○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副本部長を補佐し、教職員が迅速かつ適切に活動が行えるように連絡調整する。</li> <li>○関係機関、報道関係の窓口となる。</li> </ul>
避難誘導班 (学年主任等)	<p>&lt;PAZ・準PAZ&gt;</p> <p><b>避難（SE）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員に対して県又は市町が手配した車両に児童生徒等が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。</li> </ul> <p>&lt;UPZ&gt;</p> <p><b>屋内退避（GE）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。</li> </ul> <p><b>避難・一時移転（放射性物質放出後に避難・一時移転指示があった地域のみ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員に対して県又は市町が手配した車両に児童生徒等が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。</li> </ul>	<p>&lt;PAZ・準PAZ&gt;</p> <p><b>避難（SE）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市町が手配した車両に児童生徒等が安全に乗車できるよう誘導し、指定された避難所に誘導する。</li> </ul> <p>&lt;UPZ&gt;</p> <p><b>屋内退避（GE）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気密性の高いコンクリート製の建物内の教室等へ速やかに退避させる。ドアや窓を閉める、換気扇を止める。</li> </ul> <p><b>避難・一時移転（放射性物質放出後に避難・一時移転指示があった地域のみ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市町が手配した車両に児童生徒等が安全に乗車できるよう誘導し、指定された避難所に誘導する。</li> </ul>
情報連絡班 (教務主任等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報を迅速かつ的確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信含む)</li> <li>○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等)</li> </ul> <p><b>引き渡し（AL）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○引き渡し方法等について、保護者と事前に確認しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難状況等について、保護者の問い合わせに対応する。</li> <li>○避難している児童生徒等に必要な情報を提供する。</li> </ul> <p><b>引き渡し（AL）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事前に確認していた内容を基に、保護者への引き渡しを行う。</li> </ul>
救護・衛生班 (保健主事・養護教諭等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急用品の確保及び救護体制を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等、教職員に対する的確な救護、応急処置及び健康観察を行う。</li> <li>○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。</li> </ul>
給食・物資班 (給食主任・栄養士等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資の保管場所を事前に確認しておく。</li> <li>○災害時の物資について、常備するものを県又は市町担当課と確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県又は市町災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。</li> </ul>
防災主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校園原子力防災計画を作成する。</li> <li>○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副本部長の指示のもと、教職員間及び市町災害対策本部との連絡調整を行う。</li> </ul>

(4) 場面に応じた対応(教職員)

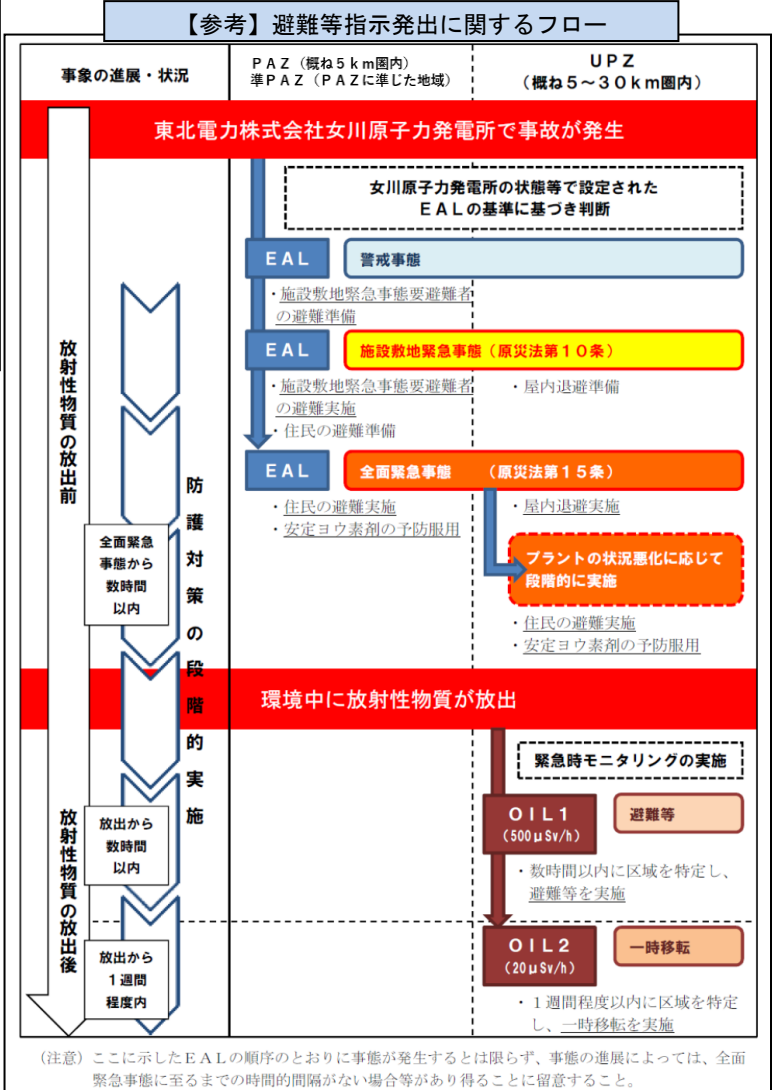
場 面	災 害 対 応 策
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等が在校園中(授業中・休み時間・放課後)に原子力災害が発生した場合の、避難・屋内退避の体制を整備しておく。</li> </ul>
登下校園中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災無線や広報車等の放送をしっかりと聞いて指示に従うように、児童生徒等及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。</li> </ul>
校園外活動中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力施設のある地域での校園外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、県又は市町災害対策本部の指示に従って、児童生徒等の安全を確保する体制を整えておく。</li> </ul>
休業日 (夜間・休日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童生徒等の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)</li> </ul>



(5) 事故発生時の対応



○原子力発電所において事故等が発生した場合、事故等の状況に応じて、あらかじめ定められた判断基準に基づき、事業者が国・県・市町へ緊急事態区分を通報する。

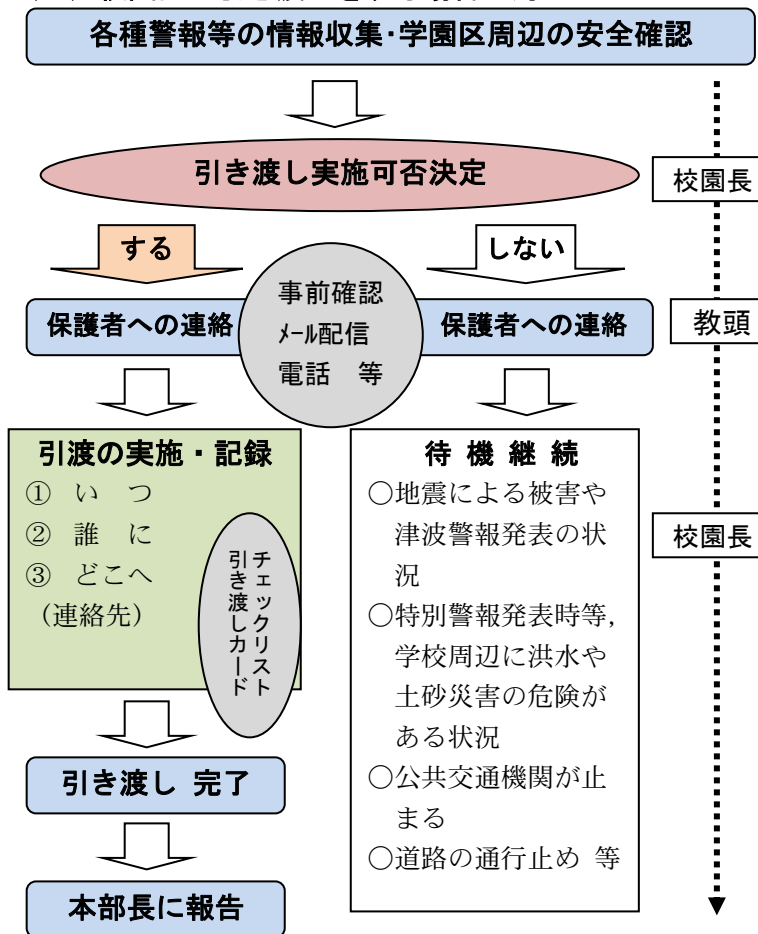


- 原子力災害発生時には、学校園独自の判断で対応せず、県又は市町災害対策本部の指示に従って行動する。なお、自然災害との複合災害の場合には、生命の安全確保のための行動を優先する。
- 学校園において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、市町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。
- 事前の計画に基づき、警戒事態 (AL) で保護者への引き渡しを実施する。※引き渡しの手順を参照 (P36～41)
- 引き渡しができなかった児童生徒等は、PAZ・準PAZ内の学校園では施設敷地緊急事態 (SE) で市町の指示に従い職員等と避難、UPZ内の学校園では全面緊急事態 (GE) で屋内退避を実施する。
- 屋内退避の指示が発令された場合は児童生徒等を速やかに教室等に避難させ、ドアや窓を閉めるなど、次の指示が出るまで教室等で待機させる。

※原子力災害収束後は、県又は市町災害対策本部や所管の教育委員会からの事故収束の報告等を踏まえて対応する。

Ⅲ-1 保護者への引き渡し（地震・津波・大雨・原子力災害等を想定）

(1) 校園内で引き渡しをする場合の対応



- 各種情報を確認し、引き渡し後に被害に合わないよう安全の可否を判断する。
- 情報だけにとらわれず、目視して状況を確認する。
- 引き渡し実施可否の判断は、校園長が行う。
- 発災後、電話、メールが使用できなくなることから、事前に、文書等でとり決めておく必要がある。
- 保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校園に留まることや避難行動を促すこともある。
- 保護者以外の引き渡しについては、事前に確認しておく。(個人カードの中に引き渡し者を明記するなど)

※引き渡しの判断基準

上のフロー図はあくまでも対応の一例であり、学校園周辺の交通事情，地域・地形を考慮し，予想される被害状況等を十分検討して，引き渡しの判断基準を設定することが必要である。

【地震・津波】

引き渡しのルール（例）		
学校園を含む地域の震度	震度5弱以上	○保護者が来るまで学校園に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校園で保護しておく。
	震度4以下	○原則として下校・降園させる。 ○事前に保護者から届けがあったり、連絡があったりした場合は、学校園で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。

津波浸水地域での引き渡しの可否（例）		
津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない 警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。
	津波注意報	津波の到達予想時刻等を考慮して引き渡しを判断する

**【大雨】**

**大雨による地域の災害特性を踏まえた引き渡しのルール（例）**

雨の情報や自治体が発令する避難情報，または被害を及ぼしかねない河川の水位の状況及び今後の見通し等に関する情報を総合的に勘案し，児童生徒等が引き渡しや下校時等に災害に巻き込まれないように判断する必要がある。

台風接近等による大雨に関して，各種気象情報や河川の水位，避難情報の把握とともに，学校の災害特性等を踏まえ，下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準を「タイムライン」の手法を用いるなどで検討しておくこと。

『参考』

学校防災マニュアル見直しの手引（令和4年3月発行）

参考資料 1 1 大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準検討（例）を参照



**【噴火】**

**噴火警戒レベル4・5の居住地での引き渡しのルール（例）**

在校時に噴火警戒レベル5（避難）が発表された際は，「保護者への引き渡しを行わず，学校待機とする」

※保護者が引き渡しを求めて来校した場合も，危険性を説明し，待機等を勧める。

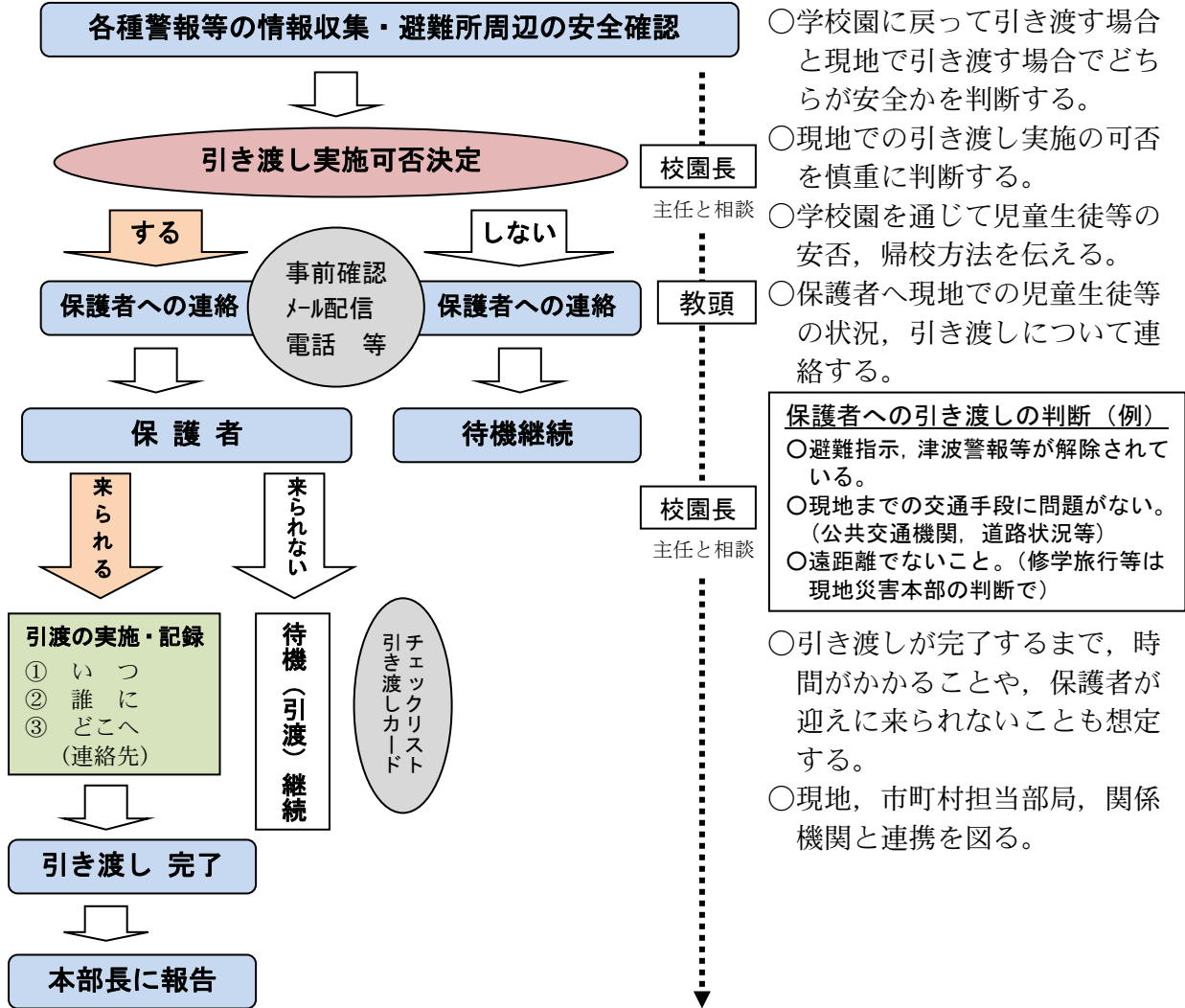
**【原子力災害】**

**PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の引き渡し等のルール（例）**

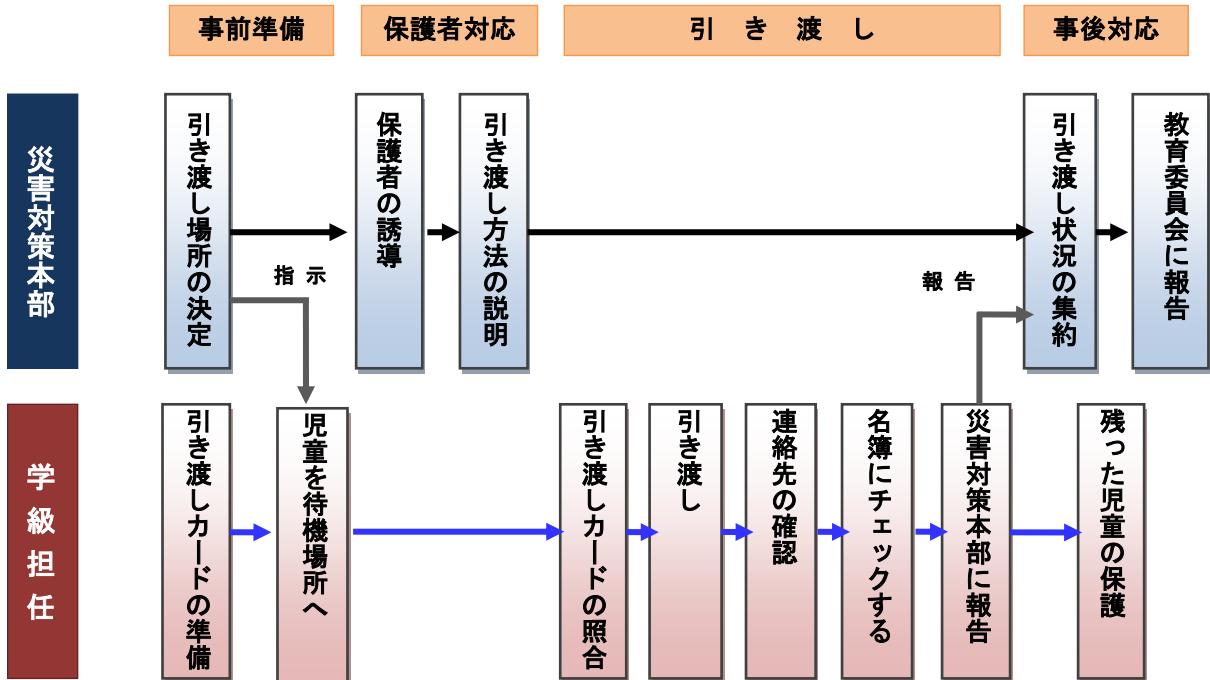
緊急事態の区分	対応の概要
警戒事態（AL）	<p>【PAZ・準PAZ・UPZ共通】</p> <p>○安全を確認した上で保護者のもとに帰宅，又は引き渡すまで学校に待機させ迎えに来た保護者に引き渡すなど保護者への引き渡しを実施する。</p>
施設敷地緊急事態（SE）	<p>【PAZ・準PAZ】</p> <p>○保護者への引き渡しができなかった場合は，県・市町により手配されたバス等で避難させ，避難先*で保護者に引き渡す。</p>
全面緊急事態（GE）	<p>【UPZ】</p> <p>○保護者への引き渡しは行わず，屋内退避を実施する。</p>
	<p>【UPZ】</p> <p>○空間放射線量率の測定結果に応じて避難・一時移転の指示があった場合は，手配されたバス等により避難・一時移転させ，避難先*で保護者に引き渡す。</p>

\*各自治体では，UPZ外における避難先市町村が決まっている。

(2) 校園外で引き渡しをする場合の対応

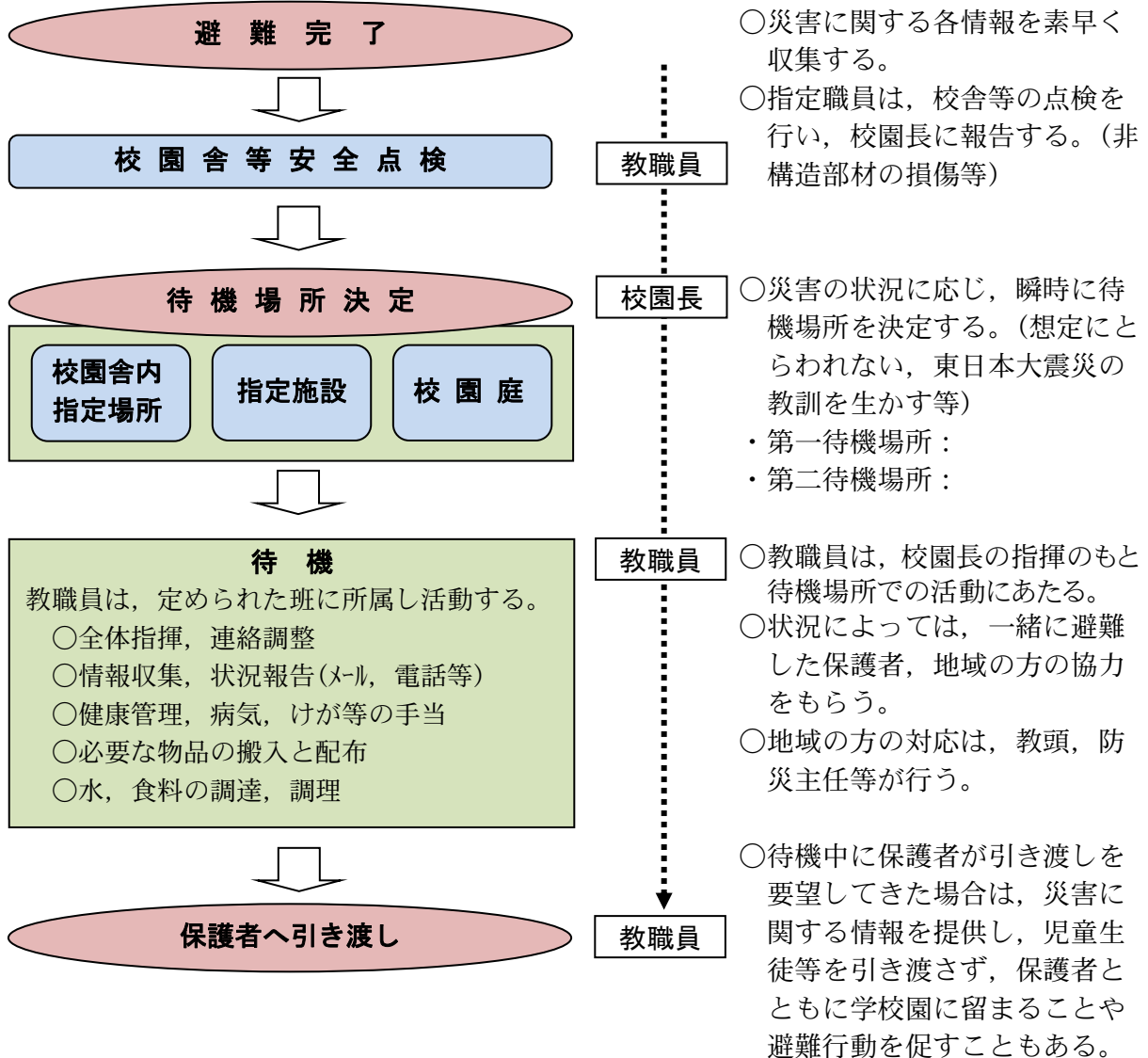


校内における引き渡しの手順 (小学校の例)

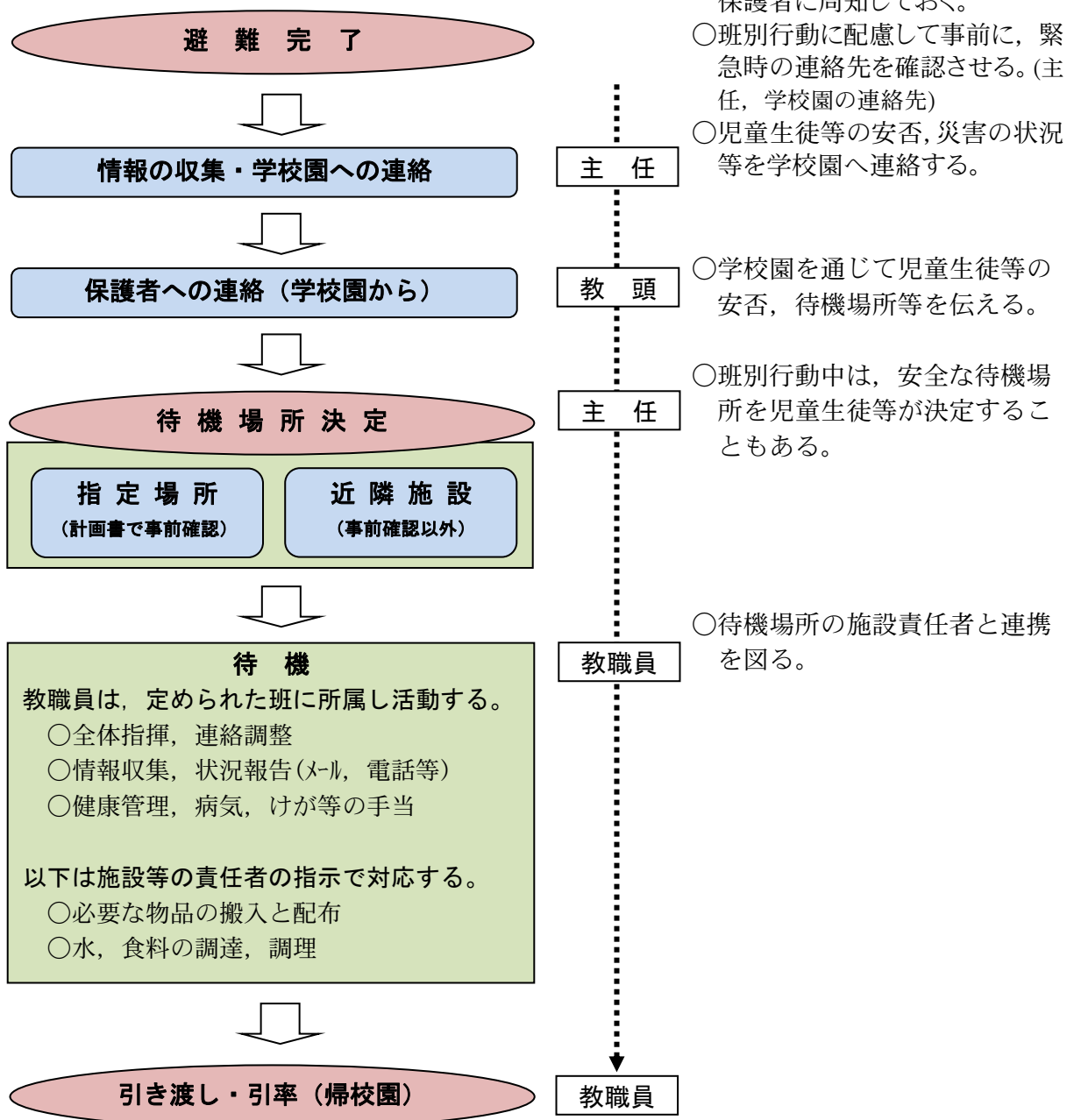


Ⅲ-2 待機（宿泊） ※帰宅困難者対応含む

(1) 校園内（避難場所）で待機させる場合の対応



(2) 校内外で待機させる場合の対応 (校内外活動中)



- 校内外活動先の避難場所，待機場所について事前に確認し，保護者に周知しておく。
- 班別行動に配慮して事前に，緊急時の連絡先を確認させる。(主任，学校園の連絡先)
- 児童生徒等の安否，災害の状況等を学校園へ連絡する。

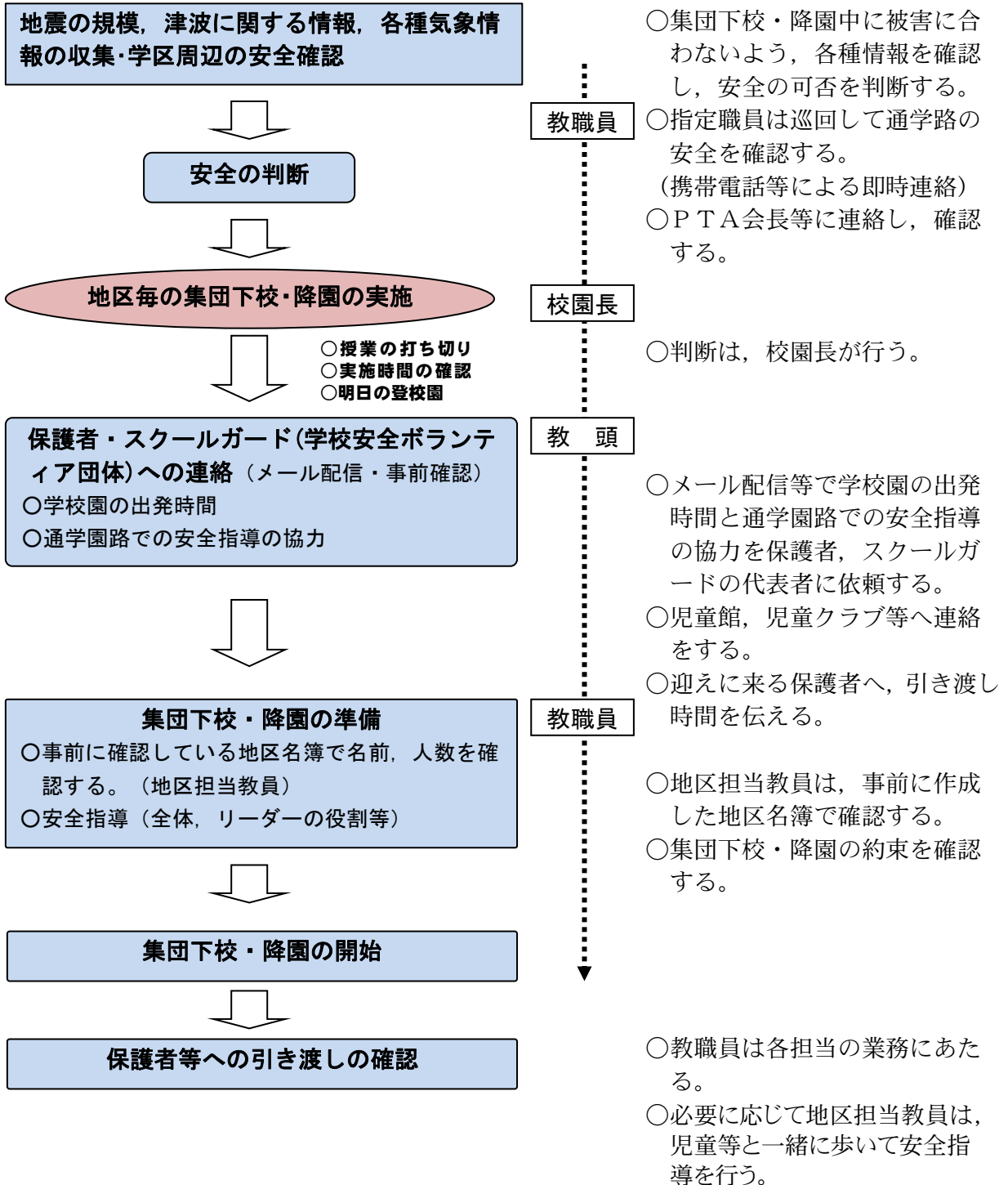
○学校園を通じて児童生徒等の安否，待機場所等を伝える。

○班別行動中は，安全な待機場所を児童生徒等が決定することもある。

○待機場所の施設責任者と連携を図る。

Ⅲ-3 集団下校・降園

(1) 集団下校・降園の対応

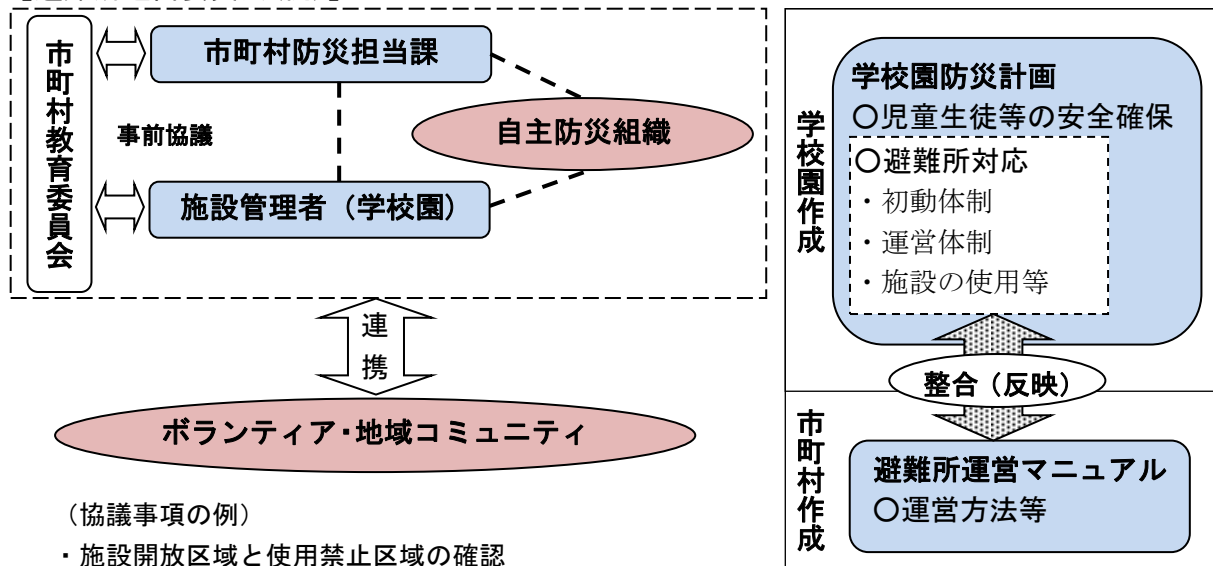


Ⅲ-4 避難所の設置・運営にかかる協力（学校園が避難所となる際の対応）

(1) 運営協力体制等について

- ① 市町村防災担当課，関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について，定期的な協議，運営マニュアルの内容の検討，訓練等を通じて，共通理解を図る。（必要に応じて市町村教育委員会が加わる）〔学校施設管理者（校園長），教頭，防災主任，避難所支援班長〕

【避難所運営委員会(例)】



(協議事項の例)

- ・ 施設開放区域と使用禁止区域の確認
- ・ 鍵の保管，解錠方法（教職員がいる時間，夜間，休日等）
- ・ 資機材等の保管状況
- ・ 避難所における業務と役割等

- ② 学校園施設が，避難所，避難場所に指定される際は，市町村防災担当課と施設の使用条件や運営方法等に関する協定書等を取り交わしておくことが大切である。
- ③ 避難所対応に教職員が混乱し，児童生徒等の安全確保に支障を来すことがないように，学校園防災計画上の避難所にかかる対応方針等については，あらかじめ各市町村が作成する「避難所運営に関するマニュアル」等との整合性を十分に図ることが必要である。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の新型感染症を踏まえた，避難所の開設・運営について，市町村防災担当課及び自主防災組織等と施設の使用場所等の事前の確認が必要となってくる。
- ⑤ 福祉避難所に指定されている学校においても，市町村防災担当課等と連携し，受け入れ対象者や運営方法等，十分な確認が必要である。
- ⑥ 児童生徒等が避難所運営上の一部の作業等に携わるようにすることは，将来の地域防災の一翼を担う人材育成を行う観点からも，また，避難者が積極的に避難所運営に携わる意識を高める上でも効果があるため，可能な範囲で役割を担いよう配慮することが適当である。

『参考』

学校再開ハンドブック（平成30年2月 宮城県教育委員会）  
 避難所運営組織との連携と事前協議等，避難所運営支援に係る内容を参照





(2) 学校園の避難所設置・運営にかかる協力（発災初期段階の例）

※学校園に教職員等がいる時間帯において地震が発生し、市町村からの避難所開設要請の前に住民が避難してきた場合を想定



※1 上記の他、学校園に教職員等がいない時間帯に災害が発生した場合の対応についても市町村、地域住民と協議の上、予め調整しておく必要がある。

※2 上記に示した内容の詳細については、予め市町村が作成する避難所運営マニュアル等に定め、地域住民等に事前に理解を得る必要がある。

## Ⅲ-5 学校園再開に向けた対応

### (1) 教育再開への取組

#### 児童生徒等，教職員の被害状況の確認

- 児童生徒等の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

- 教職員は，できるだけ速やかに，家庭訪問，避難所先を訪問し，児童生徒等の被害状況を確認する。（避難先，連絡方法，健康状態等）

#### 家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

- 地域，PTAと連携を図りながら，家庭・保護者の安否確認，所在場所，学区区内の被災状況を確認する。

#### 学校園施設・設備等の点検

- 建物の構造部材，副構造部材の点検と補修
- ライフライン（水道，電気，ガス等）の復旧状況
- 危険の箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校園再開の準備

- 災害の程度によって，校舎や施設設備等の使用再開について，専門家（応急危険度判定士等）の点検を受けて決定する。
- ライフラインの状況を点検し，関係機関に協力を依頼する。
- 理科室等の危険薬品，灯油保管場所等を確認する。
- 校舎内へ浸水があった場合は，清掃，消毒を実施する。

#### 通学園方法の確認と通学園路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバスの確保

- 通学園路の安全を確認し，危険箇所について関係機関へ連絡する。
- 公共交通機関の再開の目途を確認する。
- 状況によってスクールバスの使用について検討する。

#### 教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書，学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ（教育委員会との連携）
- 文部科学省ポータルサイトの活用（支援物資）
- 心のケア（スクールカウンセラーとの連携）
- マスコミ，外部ボランティア団体等の対応

- 当面の授業形態（午前授業，短縮授業等）と学習プログラムを検討する。
- 教科書，学用品の滅失棄損状況を確認し，不足教科書等の確保に努める。
- スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。
- マスコミ対応，ボランティア団体の受け入れの対応は，校長及び教頭が行う。

#### 避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

- 学校園施設が長期的に避難所として使用されることがあるため，立入制限区域を明示することや，お互いの生活のルールを確認する。

#### 給食業務の再開

- 施設，設備の安全点検
- 所管教育委員会，食材委託業者との調整

- 給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。（簡易給食の手配，栄養のバランス等）

## IV 資料

## (1) 避難訓練実施計画例（地震、津波、洪水、土砂災害）

## 避難訓練実施計画（例）（地震想定）【幼稚園】

## 1 ねらい

- 職員や園児が状況に応じて慌てず、迅速に行動し、安全に避難できるようにする。
- 発生時の危険な場所について認知することができるようにする。

## 2 主な領域での関連内容

- 【健康】危険な場所、災害時での行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
- 【言葉】人の話を注意して聞き、先生と一緒に行動できるようにする。

## 3 内容

## 1) 事前指導（工夫・アイディア）

- 絵本や紙芝居を活用して、危険な場所を教え、避難方法について説明する。
- 園内マップを園児と一緒に作成し、表示しておく。
- 園内の危険物、危険箇所に「あぶない！」マークを貼って意識させる。
- 緊急時の引き渡しカードを活用する。

## 2) 当日の訓練

- ①日 時 6月〇〇日 13時30分
- ②想 定 宮城県沖で、マグニチュード7.5、震度6弱の地震が発生する。余震等の恐れがあるため、揺れがおさまった後、園舎外への緊急避難が必要である。
- ③訓練のながれ

時間	実施内容	園児の行動	職員の行動○ 留意点◇
13:30	1 地震発生 ・地震発生を放送する	○地震を知る ○放送や先生の話をしっかり聞く	◇放送をしっかり聞かせる ○落ちついて行動できるように声がけする
	2 机の下に避難	○机の下に避難する	◇机の脚をもたせる
13:35	3 避難の指示・開始	○「お・は・し・も」の約束*を守って避難する ○防災頭巾を着用する	◇約束を守らせる 廊下に障害物を置く(段ボール、新聞紙等)
13:45	4 人員確認と報告	○教師の指示に従って並び	○人員を確認し、報告する
13:55	5 講評・講話 ・消防署員、園長	○腰をおろして話を聞く	◇しっかり話を聞かせる
14:15	6 消防車の見学	○消防車を近くから見る ○代表者が車内に乗る	◇並んで見学するようにさせる。
14:30	7 保護者への引き渡し訓練	○家族を確認し、手をつなぐ	○引き渡しカードを使い、確実に保護者に渡す
14:45	8 終了		

## 3) 事後指導

- 避難の仕方をクラス内で話し合う。（振り返る）
- 園内めぐりをし、園内マップを確認する。
- 大きな自然災害に備えて、保護者・地域の方との効果的な連携方法を確認する。

\*「お・は・し・も」の約束  
おさない、はしらない、  
しゃべらない、もどらない

## 避難訓練実施計画(例) (地震・津波想定) 【小学校】

### 1 ねらい

- 地域の避難所や家族との連絡方法について理解する。
- 自己の判断で危険を回避することができる。

### 2 教科等での主な関連内容

- 【社会】地域社会における災害および事故の防止について、関係機関の働きや地域の人々の工夫を考える。
- 【特別活動】災害時に自分自身が安全に避難するとともに、下級生の安全に気を配ったり、通報の仕方など、二次災害を防ぐ態度や行動について考える。

### 3 内容

#### 1) 事前指導

- 自然環境は災害だけではなく、さまざまな恩恵を与えてきたことを考える。(自然の二面性)
- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を考える。
- 登下校中に大きな地震が発生した時の避難行動、避難場所について考える。

#### 2) 当日の訓練

- ①日時 11月〇〇日 10時46分
- ②想定 宮城県沖で、マグニチュード7.5、震度6強の地震が発生し、その後、停電となった。大津波警報が発表され、沿岸部では津波被害が予想される。

#### ③訓練のながれ

時間	実施内容	児童の行動	職員の行動○ 留意点◇
10:46	1 地震発生	○地震を知る	○ハンドマイク等で避難行動を指示する
10:46	2 避難行動	○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する	◇安全な場所を確認させる(机の下等)
10:50	3 避難の指示・開始(第一避難場所)	○教員の指示に従い、迅速に行動する	○落ちついて行動できるように声がけする
11:00	4 第二避難場所への避難誘導(津波被害想定)	○児童同士、協力しながら避難する(高学年は低学年の面倒をみる等)	◇避難経路の安全に留意させる
11:15	5 安否確認	○教師の指示に従って並び	○人員を確認し、報告する
11:20	6 講評・消防署員、校長	○腰をおろして話を聞く	◇しっかり話を聞かせる ◇二次避難について理解させる
11:30	7 避難経路の点検(学校へ戻りながら)	○危険な場所等を確認し、マップにチェックする	○学年毎の点検の方法、内容を事前に準備する
12:00	8 終了	○訓練内容をふりかえる	○児童の健康観察を行う

#### 3) 事後指導

- 避難行動を振り返らせる。
- 津波から身を守る方法を確認する。
- 在宅時に地震が発生した対応について確認する。(避難行動、避難場所等)
- 家庭内での約束事(避難場所、集合場所、連絡方法等)について、チェック表を配布し、家族で話し合う。

## 避難訓練実施計画(例) (総合防災訓練) 【中学校】

### 1 ねらい

- 地震や津波発生メカニズムや地質の構造について理解する。
- 地域の防災訓練等に参加し、自らが実施可能な災害時の活動について理解を深める。
- 地域の防災体制について理解するとともに、災害時のボランティア活動について理解する。

### 2 教科等での主な関連内容

- 【理科】地震発生メカニズムや地震発生したときの地面の揺れ方を理解するとともに、土地の成り立ちや地盤の地質について理解する。
- 【道徳】自他の生命尊重や社会への奉仕、公共の福祉と社会の発展に尽くすように努める心を育てる。
- 【特別活動】地域の防災訓練等でボランティア体験をするなど、災害時に必要な知識やスキルを身に付けるようにする。

### 3 内容

#### 1) 事前指導

- 自然環境は災害だけではなく、さまざまな恩恵を与えてきたことを考える。(自然の二面性)
- 公的機関の役割を知り、災害時に自分たちがどんなことができるかを考える。
- 総合防災訓練に向けて活動計画を立案する。(班活動, 全体)

#### 2) 当日の訓練

- ①日時 10月〇〇日 13時05分
- ②想定 宮城県沖で、マグニチュード8.0、震度6強の地震が発生し、その後、大津波警報が発表され、沿岸部では津波被害が予想される。地域住民が避難場所・避難所である学校に避難してきた。

#### ③訓練のながれ

時間	実施内容	生徒の行動	職員の行動・留意点	地域住民等の行動
	<b>緊急地震速報音源活用</b>	<b>緊急地震速報を聞き、避難行動をとる</b>		
13:05	1 地震発生	○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する	○ハンドマイク等で避難行動を指示する	○防災行政無線による避難指示を想定して避難する
13:05	2 避難行動	○教員の指示に従い、迅速に行動する		
13:08	3 避難の指示・開始(第一避難場所:校庭)	○迅速,安全に行動する	○迅速,安全に行動させる	
13:15	4 人員確認と報告	○学級委員が人数を確認し、担任に報告する	○担任は人員を確認し、学年主任に報告する	○整列後、行政区長に名前を報告する
13:20	5 公的機関(消防署)の活動見学と協力	○消防職員による生徒救助方法を見学する	○救助方法を理解させる	
13:45	6 地域住民との総合訓練(炊き出し, 救助・救護, テント設営) ・後片付け	○班毎, 事前に確認した活動を実践する <b>炊き出し班</b> : おにぎり… <b>救助・救護班</b> : 手作り担架での搬送 <b>設営班</b> : テント, 簡易トイレ設営	○地域の方と協力して班活動ができるように支援する	○生徒と協力して班活動をする <b>炊き出し班</b> : 婦人会保護者 <b>救助・救護班</b> : 消防団他 <b>設営班</b> : 防犯協会他
15:00	7 講評	○訓練内容をふりかえる		
15:10	・消防署員, 校長等 8 終了			

#### 3) 事後指導

- 総合防災訓練での各班の活動や全体を通して学んだことをまとめる。
- 心肺蘇生法の応急処置の方法を理解する。
- 地域防災の体制整備や災害時の役割を再確認する。
- 災害発生時において、家族の一員としての役割を考える。

## 避難訓練実施計画(例) (地震想定) 【高等学校】

### 1 ねらい

- 地震や津波発生メカニズムや地質の構造について理解する。
- 建物の耐震性、補強方法について理解するとともに家の中での被害を防止・軽減するための方法について理解する。
- 東日本大震災の教訓から、復興に向けた地域活動やボランティア活動等を理解し、参加するために必要な知識を身に付ける。

### 2 教科等での主な関連内容

- 【地 学】地震、津波発生に伴う災害の事例、予知・予測及び防災について理解する。
- 【保健体育】心肺蘇生法等の応急処置の意義と方法について、演習をとおして身に付ける。
- 【特別活動】各種行事、生徒会活動において、ボランティア活動に積極的に参加するなどして、災害時には地域の一員として活動するために必要な知識や技術を習得する。

### 3 内 容

#### 1) 事前指導

- 自然環境は災害だけではなく、さまざまな恩恵を与えてきたことを考える。(自然の二面性)
- 東日本大震災を各種資料から振り返る。(新聞記事、映像等) ※フラッシュバックに配慮する
- 災害発生時において、家族・地域の一員としての役割を考える。

#### 2) 当日の訓練

- ①日 時 6月〇〇日 16時00分
- ②想 定 長町一利府線断層帯によるマグニチュード6.5、震度6弱の内陸地震が発生し、学校校舎をはじめ、建物被害もある。停電をはじめライフラインが寸断され、公共交通機関の再開の目処がたたず、帰宅困難生徒が多数見込まれる。

#### ③訓練のながれ

時間	実施内容	生徒の行動	職員の行動○ 留意点◇
16:00	1 地震発生 ○運動場、体育館、校舎内で部活動中 ○下校途中 ○帰宅済み ○外出中		
16:05	2 避難行動		
16:08	3 避難の指示・開始 (第一避難場所)		
16:10	4 安否確認 ・人員確認票活用(事前準備)		
16:20	5 けが人の救出と初期消火訓練 ・10名のけが人を想定	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           学校の教育活動及び生徒の通学状況等を考慮し、生徒・職員の行動を設定する。         </div>	
16:30	6 安全点検 ・校舎立入可否の確認		
16:40	7 講 評 ・校 長、消防署員		
16:50	8 学校待機想定訓練 ・防災主任の説明 ・学校待機準備(クラス毎)		
17:00	9 クラス毎終了		

#### 3) 事後指導

- 今後の社会を担う上で、復興のために何ができるのか考える。
- 震災の教訓を後世に伝えていくための方法を考える
- 家庭での役割を確認し、更に地域の防災メンバーとして、その体制整備や災害時の役割を考える。

## 避難訓練実施計画(例) (地震想定・引き渡し訓練) 【特別支援学校】

### 1 ねらい

- 地震発生時には、教師や保護者の指示に従い適切に行動することができる。
- 地震発生時の安全確保の方法を理解させる。
- 自己の判断で危険を回避する力を身に付けさせる。(障害の程度に応じて)

### 2 各教科等での主な関連内容

【小学部生活科または生活単元学習】地震発生時の安全行動について理解し、避難訓練時では、教師の指示に従うことを考える。

【中学部理科または生活単元学習】地震や火山活動等の初歩的な知識をもつ。

【高等部家庭科等】地震、台風、洪水などのときに適切に行動する。

### 3 内容

#### 1) 事前指導

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所について理解する。
- 地震や津波災害の基本的な特徴や様々な危険について理解する。

#### 2) 当日の訓練

①日時 6月〇〇日 9時30分

②想定 宮城県沖で、マグニチュード7.0、震度6弱の地震が発生した。発生直後放送後、停電となった。津波警報が発表され、沿岸部では1m～2m津波被害が予想される。

#### ③訓練のながれ

時間	実施内容	児童生徒の行動	職員の行動○ 留意点◇
<b>放送：せとものかけらによる効果音</b>			
9:30	1 地震発生	○地震を知る	◇放送をしっかりと聞かせる
9:30	2 避難行動	○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する	◇机の下にもぐらせ、介助の必要な児童生徒は、安全な場所に移動させる(教室の中央等)
9:35	3 避難の指示・開始 (第一避難場所) 廊下に障害物を置く(段ボール、新聞紙等)	○教員の指示に従い、落ち着いて行動する	◇障害物を置いて、落下物、ガラス破損を意識させる ○落ち着いて避難誘導する
9:45	4 安否確認	○教師の指示に従って整列する	○人員を確認し、報告する 一次連絡 担任→教頭→校長 二次連絡 避難誘導班→教頭→校長
10:00	5 講評 ・避難について(防災主任) ・全体 (校長)	○腰をおろして話を聞く ○地震発生時避難行動を理解する	◇しっかりと話を聞かせる ◇地震発生時の避難行動について理解させる
10:10	6 保護者への引き渡し訓練(体育館に移動する) ・引き渡しの説明	○保護者が迎えにきて、一緒に帰ることを理解する	○保護者が持参する緊急連絡カード(引き渡しカード)を確認しながら引き渡す(事前に連絡) ◇保護者が来るまで体育館で待機することを理解させる
10:30	7 学部ごとの指導・解散	○訓練内容をふりかえる	○学部ごとに訓練の終了を校長に伝え、解散する

#### 3) 事後指導

- 訓練を振り返り、地震発生時の安全行動について再確認する。
- 教師や保護者等の指示を聞いて落ち着いて行動することを確認する。
- 在宅時に地震が発生した対応について保護者と確認する。(避難行動、避難場所等)
- 家庭内での約束事(避難場所、集合場所、連絡方法等)について、チェック表を配布し、家族で確認する。

※スクールバス乗車中の避難訓練についても計画し実施すること。

## 避難訓練実施計画(例) (洪水想定) 【小学校】

### 1 ねらい

- 台風や大雨発生時における注意点や避難の仕方について理解する。
- 大雨による河川の氾濫が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合の避難の仕方を身に付ける。

### 2 教科等での主な関連内容

- 【理科】 天気の様子や変化，流れる水の働きと土地の変化等と関連させ，学びを深める。
- 【特別活動】 災害時に自分自身が安全に避難するとともに，二次災害を防ぐ態度や行動について考える。

### 3 内容

#### 1)事前指導

- 台風や大雨が発生した際における河川の様子や被害について考える。
- ハザードマップ等を事前に確認し，洪水による被害が予想される際の避難行動や避難場所について考える。
- 基本的には，被害が拡大する前に臨時休業や引き渡し等の措置を行うことを確認する。

#### 2)当日の訓練

- ①日時 9月〇〇日 13時00分
- ②想定 大雨による河川氾濫の恐れがあり，避難場所への徒歩での移動が危険と判断したため，校舎の3階以上に緊急避難を行う。

#### ③訓練のながれ

時間	実施内容	児童の行動	職員の行動○ 留意点◇
13:00	1 緊急放送	○河川氾濫の恐れがあり，「避難指示」が発令されたことを知る	○校内放送により，避難行動を指示する
13:02	2 避難の指示・開始	○教員の指示に従い，校舎3階以上に避難する	○落ち着いて行動できるように声掛けする
13:07	3 安否確認	○教師の指示に従って並ぶ	○人員を確認し，報告する
13:15 13:20	4 体育館に移動 5 全体指導（講評）	○腰を降ろして話を聞く	◇しっかり話を聞かせる
13:30	6 振り返り	○教室に戻り，訓練内容を振り返る	○児童の健康観察を行う
13:45	7 終了		

#### 3)事後指導

- 訓練を振り返り，洪水による被害が予想される際の避難行動について再確認する。
- 家庭内での避難行動（避難場所や避難するタイミング等）について，事前に確認するよう伝える。



## 避難訓練実施計画(例) (土砂災害想定) 【中学校】

### 1 ねらい

- 土砂災害が発生する仕組みや避難の仕方について理解する。
- 大雨等の影響により、土砂災害の発生が予想される場合の避難方法を身に付ける。

### 2 教科等での主な関連内容

- 【理科】大地の成り立ちと変化や気象とその変化等を関連させ、学びを深める。
- 【特別活動】災害時に安全に避難するために、必要な知識やスキルを身に付けるようにする。

### 3 内容

#### 1)事前指導

- 土砂災害が発生する仕組みや被害について考える。
- ハザードマップ等を事前に確認し、校区や学校敷地内におけるリスクについて考える。
- 土砂災害の被害が予想される際の避難行動や避難場所について考える。

#### 2)当日の訓練

- ①日時 10月〇〇日 10時55分
- ②想定 大雨が降り続いた影響により、土砂災害発生の危険性が予想される。その時、震度6強の地震が発生し、校地内の裏山が崩れる恐れがあったため、緊急的な避難として裏山から離れた校舎3階への避難を開始する。

#### ③訓練のながれ

時間	実施内容	生徒の行動	職員の行動○ 留意点◇
10:55	1 地震発生 2 避難行動	○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する	○避難行動を指示する
10:56	3 安全確認, 避難経路確保	○余震に備え, 避難行動を続ける	○落ち着いて行動できるように声掛けする
11:00	4 避難指示・誘導	○教員の指示に従い, 裏山から離れた校舎の3階に避難する	○人員を確認し, 報告する
11:05 11:10	5 安否確認, 避難完了 6 教室に移動	○教師の指示に従って並び	
11:15	7 全体指導(講評)	○校内放送で話を聞く	◇訓練への取組等について指導を行う
11:25	8 振り返り	○教室に戻り, 訓練内容を振り返る	
11:45	9 終了		

#### 3)事後指導

- 訓練を振り返り、土砂災害の被害が予想される際の避難行動について再確認する。
- 家庭内での避難行動(避難場所や避難するタイミング等)について、事前に確認するよう伝える。

## (2) 気象庁が発表する気象情報等

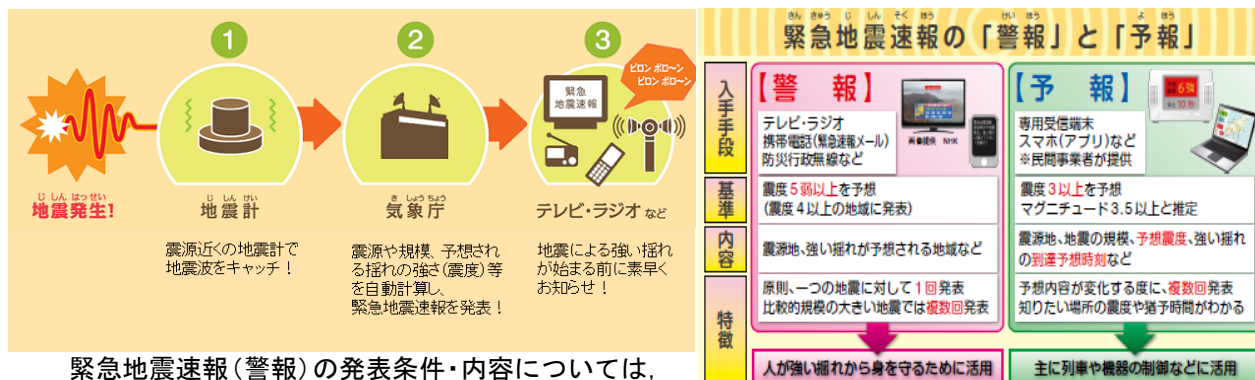
## ①地震・津波に関する情報の種類

情報の種類		解 説
緊急地震速報 (※1)		震源に近い観測点でとらえた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前にお知らせします。なお、地震の震源が近い時は情報が間に合わない場合もあります。
震度速報		震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報です。震度3以上を観測した地域名(宮城県は3区域:宮城県北部,宮城県中部,宮城県南部)とその震度をお知らせします。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表します。テレビ、ラジオ等でも速報されます。
津波警報・注意報 (※2)		地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(※一部の地震については約2分)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。 ※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて襲ってくることもあります。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。
地震情報	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報		・震度1以上 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。
遠地地震に関する情報		国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。国内外への津波の影響についても記述して発表。

(気象庁ホームページ資料から)

### ※1 緊急地震速報について

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされています。



緊急地震速報(警報)の発表条件・内容については、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。緊急地震速報の内容については、地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ(震度5弱以上)が予想される地域及び震度4が予想される地域が発表され、「強い揺れ」と表現される。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動が行うことができるように訓練しておく必要があります。(気象庁ホームページ資料から)

### ※2 津波警報・注意報等について

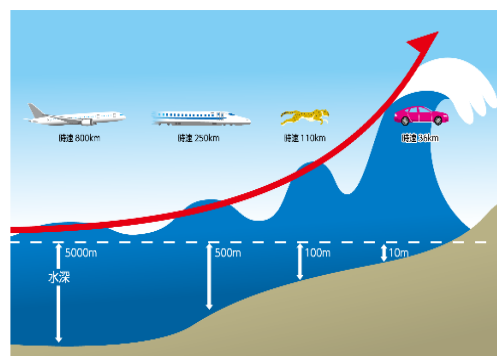
種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表* (津波の高さと予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

\*沿岸で予想される津波の高さとして、海岸での津波の高さを推定したもの (気象庁ホームページ資料から)

#### <津波の伝わる速さと高さ>

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ、減速した波の前方部に後方部が追いつくことで、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。(気象庁ホームページ資料から)



## ②気象等に関する情報の種類

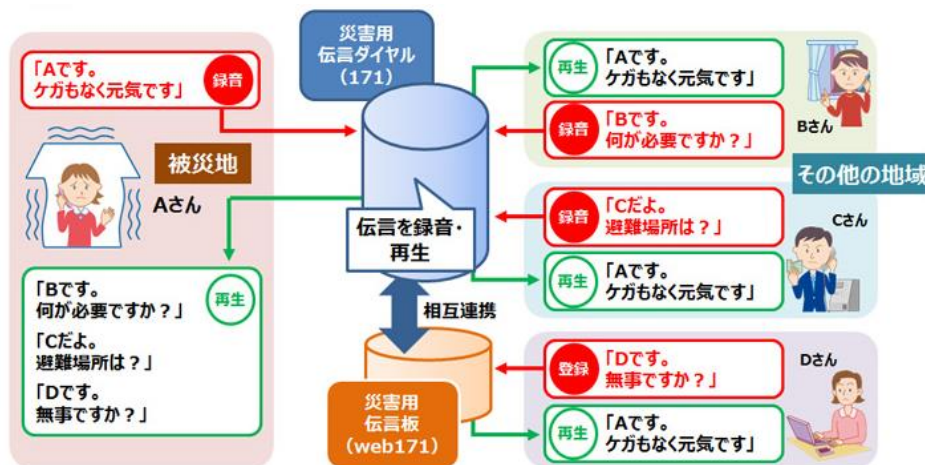
特別警報	予想される現象が特に異常であるため <b>重大な災害の起こるおそれ</b> が著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪の特別警報がある。なお、地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
警報	<b>重大な災害の起こるおそれのある旨</b> を警告して行う予報。 気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪、洪水の警報がある。なお、地面現象及び浸水警報は、その警報事項を大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）に含めて行われる。
警報級	警報基準以上。 用語【「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」】
注意報	災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。なお、地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を大雨注意報に含めて行われる。
指定河川洪水予報	国土交通大臣又は都道府県知事と気象庁長官が共同して、河川の増水や氾濫に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報。
〇〇川氾濫注意情報	住民の避難行動に関連し、河川の氾濫の発生に対する注意を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル2相当】。
〇〇川氾濫警戒情報	住民の避難行動に関連し、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル3相当】。この情報により市町村は高齢者等避難の発令を判断する。
〇〇川氾濫危険情報	住民の避難行動に関連し、いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル4相当】。この情報により市町村は避難指示の発令を判断する。
〇〇川氾濫発生情報	住民の避難行動に関連し、氾濫水への警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル5相当】。氾濫している地域では命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。
記録的短時間大雨情報	<u>大雨警報が発表され、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表される情報。</u> 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。
早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて [高]、[中] の2段階で伝える情報。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況</u> となったときに、 <u>市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表している。</u>

気象庁では、「重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるとき」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。  
(気象庁ホームページ資料から)

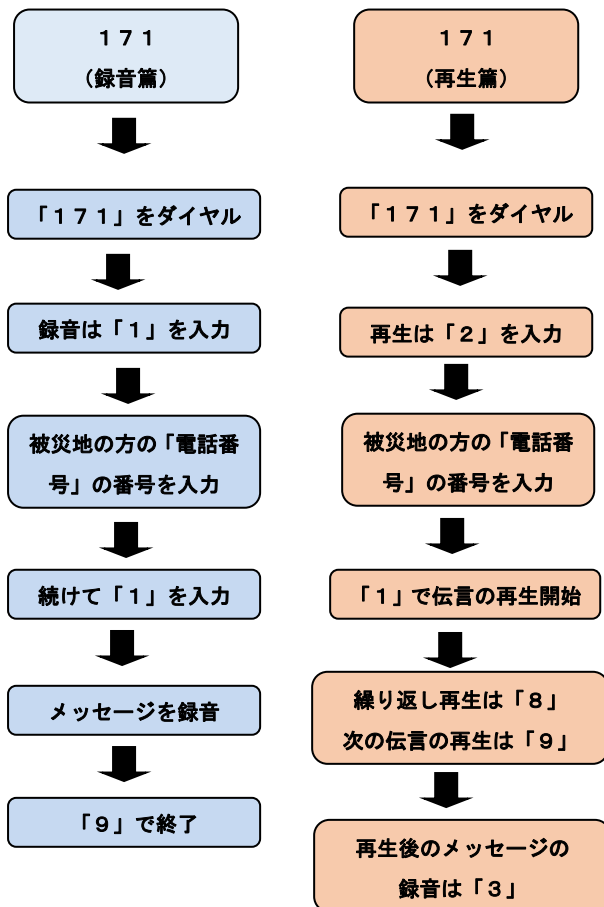
(3) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の利用方法

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に、サービスとして提供されます。災害伝言ダイヤル（171）と災害用伝言板（web171）との連携により、それぞれで登録された伝言内容を相互に確認することが可能です。

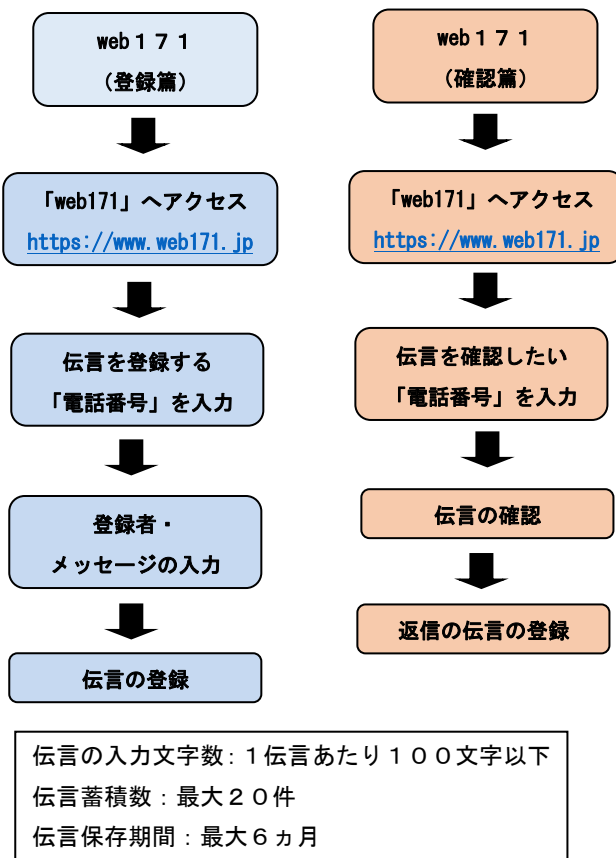
<利用のイメージ（NTT東日本HPより）>



<災害伝言ダイヤル171>



<災害用伝言板 web171>



伝言録音時間：1 伝言あたり 30 秒以内  
伝言保存期間：災害伝言ダイヤルの運用期間終了まで  
伝言蓄積数：電話番号あたり 1～20 伝言





## 【参考資料】

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ○学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き | 文部科学省    |
| ○学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）      | 静岡県教育委員会 |
| ○学校における防災の手引き             | 三重県教育委員会 |
| ○学校の地震防災対策マニュアル(例)        | 香川県教育委員会 |
| ○九州・山口県防災気象情報ハンドブック       | 福岡管区気象台  |
| ○学校における原子力防災対応の手引         | 茨城県教育委員会 |
| ○学校危機管理の手引（原子力災害発生時の対応編）  | 島根県教育委員会 |

## 【「学校防災マニュアル作成ガイド」改訂等履歴】

- 平成24年10月 学校防災マニュアル作成ガイド発行
- 平成25年12月 一部追加（竜巻対応）
- 平成27年10月 一部追加（特別警報発表時の対応）
- 令和4年3月 学校防災マニュアル作成ガイド【改訂版】発行

【問合せ先】 宮城県教育庁保健体育安全課 学校安全・防災班  
電話 022-211-3669 電子メール [hokenaa@pref.miyagi.lg.jp](mailto:hokenaa@pref.miyagi.lg.jp)